

平成25年第1回由利本荘市議会定例会（3月）会議録

平成25年2月27日（水曜日）

議事日程第2号

平成25年2月27日（水曜日）午前9時30分開議

第1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	4番	作佐部	直	議員
	15番	渡部	専一	議員
	17番	長沼	久利	議員
	14番	今野	英元	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（29人）

1番	渡部	功	2番	伊藤	岩夫	3番	佐々木	隆一
4番	作佐部	直	5番	堀川	喜久雄	6番	湊	貴信
7番	高橋	信雄	8番	渡部	聖一	9番	若林	徹
10番	高橋	和子	11番	堀	友子	12番	佐藤	勇
13番	今野	晃治	14番	今野	英元	15番	渡部	専一
16番	大関	嘉一	17番	長沼	久利	18番	伊藤	順男
19番	佐藤	賢一	20番	鈴木	和夫	21番	井島	市太郎
22番	齋藤	作圓	23番	佐々木	勝二	24番	本間	明
25番	佐々木	慶治	26番	佐藤	讓司	27番	土田	与七郎
29番	村上	亨	30番	三浦	秀雄			

欠席議員（0人）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	長谷部	誠	副市長	藤原	由美子
副市長	石川	裕	教育委員長	猪股	知幸
教育長	佐々田	亨三	企業管理者	藤原	秀一
総務部長	阿部	太津夫	市民福祉部長	大庭	司
農林水産部長	佐藤	一喜	商工観光部長	渡部	進
建設部長	伊藤	篤	矢島総合支所長	佐藤	晃一
由利総合支所長	三浦	貞一	大内総合支所長	伊藤	久
東由利総合支所長	佐々木	喜隆	鳥海総合支所長	榊	豊昭
教育次長	佐々木	了三	消防長	伊藤	敬一
総務部危機管理監	伊藤	俊彦	ガス水道局長	高山	友子

議会事務局職員出席者

局	長	三 浦 清 久	次	長	佐々木	智
書	記	小 松 和 美	書	記	鈴 木	司
書	記	今 野 信 幸				

午前 9時29分 開 議

○議長（渡部功君） おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員は29名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（渡部功君） それでは、本日の議事に入ります。本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（渡部功君） 日程第1、一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

4番作佐部直君の発言を許します。4番作佐部直君。

【4番（作佐部直君）登壇】

○4番（作佐部直君） おはようございます。民主党の作佐部直であります。渡部議長からの許可を受け、本日から2日間で7人の質問者の先鋒役として登壇させていただきました。12月市議会では8人の議員のしんがりを務めました。先陣の栄に浴し、改めて身の引き締まる思いであります。

さて、剣道での団体戦7人による布陣は、先鋒、次鋒、五将、中堅、三将、副将、大将という順序となります。中でも先鋒の務めは、ムードメーカーで勢いがあり、状況判断にすぐれ動きが早い、思い切りよく先手を取ってからの試合運びのうまい選手が適しているようです。まだまだその任には及ばずとはいえ、後に続く同僚議員の邪魔にならぬよう、また長谷部市長1期目の掉尾を飾る本議会が実り多かれと心して、大綱4つ、8項目の質問を準備いたしました。どうか、ケーブルテレビで傍聴の市民の皆様にもわかりやすい、簡潔かつ明解な御答弁をお願いいたします。

それでは、まず最初に大項目の1、新たな地震被害想定を踏まえた本市の対応についての（1）子吉川の増水時における水位変動を十分に考慮しているかについて長谷部市長にお尋ねいたします。

一級河川の子吉川沿岸に位置する本市の中心市街地は、河口から6キロメートル範囲の両岸に住宅地や商業施設、病院などが密集し、大半の市民が暮らす生活の根拠地として発展してまいりました。古来、子吉川は氾濫を重ねた暴れ川であり、今からちょうど400年前の慶長年間に城割とまちづくりに腐心した本荘豊前守を祖とする先人の営々たる努力の上に、現在の我々の暮らしがあります。洪水の記憶は尾崎の城を囲む地名にも深く刻まれ、いわく、谷地町、赤沼、蓼沼、鶴沼、瓦谷地などが示すように、過去の氾濫の痕跡が現在に伝えられています。いまだ記憶に新しい2011年6月の集中豪雨では、

旧二十六木橋付近で7メートル近い最高水位を記録しました。

また、国土交通省の河川整備計画によれば、由利橋付近の計画高水位は4.8メートルとなっており、海拔ゼロメートルの通常水位から5メートル程度の増水が想定されています。秋田県が公表した新たな地震被害想定調査では、本市は最悪の場合20分前後で市街地中心部が約10メートルの津波に襲われるとの予想であります。したがって、子吉川の増水時には川沿いには15メートル前後の津波の襲来が想定されることとなります。

さきの大震災で未曾有の被害を受けた三陸沿岸では、大潮による干満の差での各地の港湾や河川の水位上昇が平均3メートルあることを前提に津波予防を策定しています。間もなく訪れる春の雪代や梅雨時、秋の長雨による増水の際に津波が起こらないという保証はどこにもありません。東日本大震災以来、防災上、もはや想定外という言葉は通用しないものになりました。市民への防災意識の喚起には、過去の歴史の検証と災害予防への想像力のいかに問われると考えるものですが、長谷部市長の御見解はいかがでしょうか。

次に、(2) 新消防庁舎建設計画や川沿いの避難場所の見直しは必要ないかについてお尋ねいたします。

新消防庁舎の当初の建設計画では、1メートルの土盛りによるかさ上げや階の高さを十分に確保することで、旧津波ハザードマップの浸水区域からの被害に備えました。しかし、(1)で述べたように、子吉川の増水時には最悪15メートル前後の津波の高さが予想されます。消防庁舎の建設計画や災害救助に出動すべき緊急車両の避難計画は、これでも万全と言えるのでしょうか。

東日本大震災の津波災害では、海岸や河口近くの消防施設の被害が著しかったのは御承知のとおりであります。そのため、ほとんどの災害出動用の車両が損壊し、実際に救助に当たったのは自衛隊のゴムボートとヘリコプターに限られる事態に陥りました。仮に緊急車両が高台に避難できても、道路の損壊や浸水が予想され、実際に災害救助の役に立つのでしょうか。

秋田県では12月28日、市町村が津波ハザードマップの見直し等をするために必要なデータ(津波浸水域、津波高など)を公表しております。男鹿市では御用始め早々の1月8日に市のホームページに掲載いたしました。お隣のにかほ市でも2月1日には公表しています。ところが、どうしたわけか、由利本荘市ではいまだに県から提供された津波浸水予想図を公表していません。本市では、住民の避難対策の見直しや避難場所の選定について、各施設の収容可能な人数など、本当に再検討の必要はないのか、市民の抱く不安感を払拭すべく、明確な御答弁をお願いいたします。

次に、大項目の2、木質パウダーボイラーの利活用計画について、(1) 木質パウダー利活用調査事業の結果と展望はについてお尋ねいたします。

まずは、木質パウダー利活用調査事業の進捗状況及びその結果概要と、湿度が高く積雪寒冷地としての本市におけるパウダーの湿気防止対策などの諸課題について、判明している範囲で答弁をお願いいたします。

また、自民党政府が提唱しているいわゆる15カ月予算による国の補正予算要望に、本市は1億6,500万円の要求と4カ所への設置要望を提出しているようですが、その見込みはどのような状況でしょうか。

次に、（２）事業が一過性に終わらないための施策の展開はについてであります。長谷部市長は木質パウダーボイラーの導入事業に深い理解を示し、間伐材などで林地残材となっている木材などを活用し、木質パウダーにすることによりエネルギー源として活用したいと述べておられます。また、実現すれば市内の温泉施設などにも活用できる可能性があることなどから、林業の活性化にも大きく寄与するものであり、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えているとのことでありました。

エネルギー資源の90%以上を海外からの化石燃料の輸入に頼る我が国は、円安の傾向による原油価格の高騰が見込まれることから、自前で地域循環型のエネルギー確保が急務の課題となっています。本市には市有林の搬出間伐材や民有林の林地残材など、活用可能な資源が豊富に存在しています。さらに、大学や民間企業との連携による新産業の開発と雇用の拡大、地域通貨制の導入による経済の活性化なども見込まれるものと確信いたします。そこで、補助事業の期間が終了してからも継続可能な、今後の事業展開における本市の基本的なビジョンについて市長のお考えをお聞かせください。

次にお尋ねするのは大項目の3、地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例（案）についての（１）生かすべき本市の地域特性に関する市長の認識はについてであります。

新たに提案された条例案を拝見し、いろいろと勉強を重ねているうちに、思いも寄らないことに気づかされました。それは、この条例案の構成が平成19年12月制定の「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」、通称北海道産業振興条例と酷似していることでもあります。特に第2条にうたう基本理念の4項目は、北海道の第5条と全く同じ文言なのはどうしたことでしょうか。

もともと北海道の条例制定の趣旨は、北海道の経済構造が公共事業に大きく依存しており、公共投資の縮減などで大きな影響を受けたことに端を発しております。北海道経済の活性化や、それを通じた雇用の創出につなげるためには、道内総生産全体に占めるものづくり産業のウエートの向上や、商品、サービスの付加価値の向上など、観光や農林水産業に偏った北海道の産業構造が抱える課題を克服し、民間主導の自立型経済構造への転換を図ろうとして草案されたものと伺いました。特に、成長力、波及力の高い産業や地域の特性に応じた産業の発展、市場の要求に即応し、市場を開拓する中小企業の育成、企業立地と地場産業の参入促進の一体的推進などを通じて、道内経済を牽引する産業の発展と地域経済活性化を図ることもその目的であります。

北海道と秋田の経済情勢が似ていると言えればそれまでですが、北海道の基本理念を丸写しにして由利本荘市の地域特性を生かしたとするには、いささか牽強附会の感が否めません。そこでお尋ねいたします。本市の条例案第2条2項では、地域の特性に応じた産業の発展を図るとしています。本市の地域特性に応じた産業とは何か。また、第6条に掲げる、今後市内の中小企業が推進すべき新商品やサービスに関しては、どういった品目や業種の促進を想定しているのか。さらに、第8条での中小企業の育成に関する具体的な施策と財政上の措置とは具体的にどのようなものか、市長の御所見をお聞かせください。

次に、（２）農林漁業を含む中小・零細企業育成に対する市長の見解はについてお尋ねいたします。

既存の大手誘致企業に対する市の優遇施策等は、ほぼ完備しているものと思われま  
す。

しかし、続々と進出する大型小売業種及びコンビニ等の影響により、在来の商店の  
疲弊や後継者不足による廃業が著しく、周辺地域では買い物弱者が増加する傾向にある  
ことも否めません。

また、今後、自公政権による大型公共工事や減災事業の増加が予想されますが、大  
手ゼネコンによる一括受注が懸念され、地元の建設業者が優秀な技術を持ちながら、下  
請、孫請に甘んじている状況は、地域としては看過できないものがあります。

さらに、農林漁業を含む中小・零細企業の加工及び製造業に対する支援策は、まだ  
まだ事業主に十分に浸透しているとは言いがたいものではないでしょうか。設備投資や  
商品開発、販売拡大等の支援策についての市長の御見解をお知らせください。

なお、今議会に上程された本条例案は、真に産業振興と中小企業の育成が主眼なの  
か、企業立地の促進が目的なのか判然としない嫌いがありますので、そのことは常任委  
員会において十分に議論したいものと思います。

最後に、大項目4の文科省の体罰に関する実態調査についての（1）第1次報告の  
取りまとめ状況と今後の対策はについて、佐々田教育長にお尋ねいたします。

全国で体罰の問題が次々と明らかになる中、秋田県教育委員会は県内の公立学校に  
ついて体罰に関する実態を詳しく調査するとしています。この調査は文部科学省の通達  
を受けたもので、去年4月以降の体罰について、教職員や児童生徒に加え、保護者への  
調査も求められました。文科省では第1次報告で平成24年4月から同25年1月までに発  
生した体罰による処分の状況を2月末までに、第2次報告では今回新たに実施した調査  
で把握した事案を4月末までに報告するよう求めています。ただし、秋田県教委には取  
りまとめの関係上3月8日までがその提出期限と伺いました。

そこでお尋ねいたします。市教委が2月末までにまとめられた市内の小中学校にお  
ける体罰による処分の状況と、過去5年間における現在までのアンケートや教育相談等  
で寄せられた体罰の報告件数とその内容にあわせ、今後の防止対策について教育長のお  
考えをお聞かせください。

次に、（2）いじめ・体罰の撲滅に向けた教育委員長御自身の見解と抱負はについ  
てお尋ねいたします。

文部科学省が1月23日付で各都道府県教委に依頼した調査目的は、学校での児童生  
徒の体罰の実態把握と禁止に向けたものです。これを受けた秋田県教育委員会は、県内  
の小中学校と高校に体罰禁止の徹底を求める文書を送付しました。高校教育課は各高等  
学校長宛に、職員がみずからの行動を点検する、生徒や保護者からの訴えが届きやすい  
環境を整える、学級や部活動が閉ざされた場にならないよう、組織としてかわる体制  
を整備する、義務教育課も体罰禁止と不祥事対策の徹底を市町村教委を通じ公立小中  
学校に同様の指示をしております。

なお、文科省の取りまとめによると、全国の小・中・高校と特別支援学校で体罰を  
理由に処分された教職員数は、2002年度以降10年間ほぼ一定で、年間400人前後で推移  
しています。2011年度は404人、うち126人が当事者として懲戒処分で、その内訳は中  
学校180人で44.6%、高校139人で34.4%、小学校81人で20%、特別支援学校4人で1%、

このうち約4分の1に当たる110人が部活動に絡むものでありました。秋田県内の小中学校でも今年度合わせて4件の体罰が報告されており、1件は懲戒処分、3件は訓告処分となっています。

県教委では、今回の調査で実態をつかむことで体罰防止につながるヒントも出てくる、今後は、児童生徒や保護者が体罰などの訴えや教員などとの関係について悩みを相談できる体制を整備したいとのことでした。本市の教育行政を決定する最高機関である教育委員会の長としての、また現場の御経験も豊富な猪股教育委員長のいじめ・体罰の撲滅に向けた御自身の見解と抱負について率直な御答弁をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。御清聴まことにありがとうございました。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） おはようございます。

それでは、作佐部直議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、新たな地震被害想定を踏まえた本市の対応についての（1）子吉川増水時における水位変動を十分に考慮しているかについてお答えいたします。

秋田県では、東日本大震災を踏まえた地域防災計画の見直しの中で地震被害想定調査を実施しており、昨年12月末に津波関連データを公表したところであります。それによりますと、秋田県沖から新潟県北部沖の3海域連動地震による最大クラスの津波想定では、岩城地域道川付近で11.27メートル、子吉川河口付近では10.8メートルの最大津波高が予想され、20分前後で海岸に到達するとしています。この地震被害想定調査における河川への遡上予測につきましては、財団法人国土技術研究センターが示す手法により、各月の最高満潮位の平均値と平均的な河川水位をもとに津波の河川遡上解析を行っており、降雨などによる河川水量の増加に伴う水位変動は考慮されていないところであります。

しかしながら、御質問のような複合的な災害の発生が懸念されることも前提とした上で、強い地震が発生した際にはすぐ高台へ逃げるという意識づけと、行動が取れるよう今後とも自主防災組織や施設、事業所等と連携しながら、継続的な避難訓練を実施してまいります。

次に、（2）新消防庁舎建設計画や川沿いの避難場所の見直しは必要ないかについてお答えいたします。

新消防庁舎は、御承知のとおり、津波による浸水被害に備え階高8メートルの車庫内を通り抜け構造としたほか、電気、機械室を最上階の5階に配置するなど、安全性や機能の維持に配慮しているところであります。また消防指令業務の中核となる通信指令室や約200人収容可能な講堂兼大会議室は、標高18.5メートルの庁舎4階に配置しており、子吉川増水時の津波の発生においても、周辺住民の一時避難場所として十分な機能を発揮できると考えております。

次に、災害救助に出動すべき緊急車両の避難計画についてであります。消防庁舎が浸水する規模の津波が発生した場合には、津波の到達時間を考慮し、市街地の広報及び避難誘導などの初動活動を行いながら最寄りの高台に退避する必要がある、市民の避難に支障がない場所の選定作業を行っております。

なお、津波の襲来による被害は同時多発的かつ広範囲に及ぶことから、ボートや重機のほかヘリコプターの活用など総合的な活動が必要であり、消防、警察、自衛隊、その他防災関係機関が緊密な連携のもと、迅速に対応できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

次に、住民の避難対策や避難場所の再検討についてであります。一昨年指定いたしました子吉川周辺地域の避難場所は、本荘公園など標高15メートル以上の高台14カ所に加え、11棟の避難ビルを指定しておりますが、高台までの距離がある町内や災害時要援護者等の避難を考慮し、避難ビルの追加指定について検討しているところであります。

なお、子吉川以外の中小河川の河口部につきましても、現在総合支所を中心に検討を進めており、必要に応じて避難場所の追加等を行ってまいります。

住民の避難対策につきましては、（１）でもお答えしましたように、避難訓練を継続的に行い、一人一人の防災意識を高めてまいりたいと考えております。

次に、２、木質パウダーボイラーの利活用計画についての（１）木質パウダー利活用調査事業の結果と展望はについてお答えいたします。

本年度、木質パウダー利活用調査事業として、市内の温泉施設など当初計画した6施設に矢島地域の寿康苑を加えた7施設について、木質パウダーボイラーを導入する場合の適正規模や設備費用、導入先の絞り込みの判断などについて調査委託を行いました。

報告によりますと、調査した7カ所の施設について、木質パウダーボイラーの導入は全てで可能であるが、費用対効果の点からは、燃料の消費量が比較的多い4施設を改修した場合、灯油の単価が約90円以上であればメリットがあるとの結果でありました。

また、本市は積雪寒冷地であり、結露対策や原料となる木質パウダーの含水率が戻ったりしないかという心配についてであります。この点につきましては、今月から来月にかけて、本市産の木材で製造した木質パウダーを使用し、保管対策や燃焼状況などの実証試験を行うこととしておりますので、その結果を検証して対応してまいります。

また、国の予算要望につきましては、1次補正として森林整備加速化・林業再生基金事業が大幅に拡大されることから、かしわ温泉やゆりえもんなど4カ所の温泉施設のボイラー設置を要望したところであります。現段階で最終決定したわけではありませんが、国会での大型補正が可決されましたので、大きく前進するものと考えております。

次に、（２）事業が一過性に終わらないための施策の展開はについてお答えいたします。

豊かな森林資源に恵まれた本市において、木質バイオマスの活用は、再生可能エネルギーの地産地消や雇用の創出、新ビジネスの事業化など無限の可能性を秘めております。市といたしましては、その中の一つの取り組みとして木質パウダーボイラーの事業化を検討しているところであり、パウダーの製造を担っていただく森林組合とともに推進してまいりたいと考えております。また、秋田県立大学においては、バイオエタノールの生成はもとより、木質パウダーを活用した幅広いビジネスモデルを展開しようとしておりますので、産・学協働による事業化ができれば、地域の雇用の受け皿にもなるものと考えております。さらに、電源中央研究所が木質パウダーによる炭化ガス化発電について昨年特許申請を行っており、太陽光発電、風力発電とともに、本市の地産地消の

エネルギーとしても可能性を秘めております。

これら木質バイオマスの活用のためには、その原材料となる木材の育成と搬出が必要であり、森林経営計画による森林整備や、地域通貨の活用などによる搬出システムの構築も必要であります。森林資源の有効活用は森林の再生へと循環されます。本市の特徴でもある豊かな森林を保全し有効活用を図りながら、次の世代に引き継ぐためにも、大学や民間企業、地域が一体となって資源循環型社会の構築に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、3、地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例（案）についての（1）生かすべき本市の地域特性に関する市長の認識はについてお答えいたします。

本市の産業の特性としては、長年にわたり研さんを重ね受け継がれてきたものづくりの技術が支える製造業や、豊かな農地、森林に育てられた農林水産業、そして鳥海山を核とした文化、自然を生かした観光産業であると考えております。

御質問の推進すべき新商品やサービスについてであります。今後、本市を訪れる旅行者などに農産品や加工品を提供し滞在型観光につなげるという観点から、これらに関する商品やサービスを取り扱う食品加工や観光の分野を想定しております。さらに、循環型エネルギーについても、豊富な森林資源の有効活用につながりますので、促進すべき分野と考えております。そのため、市の雇用創造協議会や鳥海山文化d e元気実行委員会の事業を活用し、新たな農林水産加工品の開発や、鳥海山の魅力、小規模林業などを学ぶ機会を設け、事業者や起業を検討している方々を支援してまいります。

財政措置につきましては、設備投資への支援として、これまでより低利で利用できる中小企業融資あっせんの特例に関する条例を本定例会に提案しております。中小企業対策の財政支援は、今後も事業者の要望を伺いながら関連団体との協議を進め、必要な措置を速やかに行ってまいります。

次に、（2）農林漁業を含む中小・零細企業育成に対する市長の見解はについてお答えいたします。

農林漁業を初めとする中小・零細企業の育成は、経済活動や雇用の場の確保など、地域の活性化につながるまちづくりの基本であると考えております。その観点から、地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例は、市として産業振興に取り組む姿勢を示したものであります。今後は、この条例の基本方針に沿った新たな設備投資に係る融資制度の特別枠や、研究開発、展示会出展に対する助成などにより、産業の振興と中小企業の育成に努めてまいります。

次に、4、文科省の体罰に関する実態調査についての（1）第1次報告の取りまとめ状況と今後の対策はについては教育長から、（2）いじめ・体罰の撲滅に向けた教育委員長御自身の見解と抱負はについては教育委員長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 猪股教育委員長。

【教育委員長（猪股知幸君）登壇】

○教育委員長（猪股知幸君） おはようございます。

作佐部直議員の教育委員会関係の御質問にお答えします。

4、文科省の体罰に関する実態調査についての（2）いじめ・体罰の撲滅に向けた教育委員長御自身の見解と抱負はについてであります。大阪市の高校生の自殺につきましては、部活動中の教師の体罰が背景にあると考えられ、夢や可能性を持った高校生が人生の半ばでみずから命を絶たざるを得なかった悲しい出来事であり、大変痛ましい事例と思っています。こうした動きを受けて、市教育委員会としてもこの出来事を真摯に受けとめ、いじめや体罰の撲滅に向けてこれまで以上に取り組んでいかなければならないと考えております。

私は、いじめをめぐる問題では、教職員には子どもの毎日の表情や行動の変化からサインを見つける観察力を身につけることが必要であると思っております。子どもや保護者等からいじめの情報が寄せられた場合には、学校全体が組織的に問題の解決に努めることが特に大切であります。

また、体罰の問題につきましては、学校教育法第11条に体罰の禁止があります。この法律を踏まえ、体罰を容認するような個人や地域の雰囲気があった場合でも、体罰は違法行為であるということを教職員自身に再度しっかり認識していただくことが大切であると考えます。

教育活動の一環としての部活動は、人間を育てることが目的です。生徒の自主性や意欲を大切に、将来にわたってスポーツに親しむ基礎づくりこそが大切であることを本市教職員には改めて自覚してほしいと願っております。

私は、いじめを許さない、体罰を容認しないという学校のさまざまな取り組みを支援するとともに、関係諸機関やPTA、学校評議員など、保護者や地域全体の御協力をいただきながら、全力を挙げてこの問題に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 大項目4の（1）第1次報告の取りまとめ状況と今後の対策はについてであります。文部科学省は平成25年2月、体罰禁止の徹底及び体罰の実態把握のための全国的な調査を実施しております。

第1次報告については、県教育委員会が文部科学省に対して報告することになっております。本市におきましては、平成24年4月から平成25年1月の間において学校からの体罰の報告はなく、市教育委員会が体罰と認知した事案はございません。過去5年間についても同様であります。また、保護者から市教育委員会へ体罰ではないかと相談のあった件数は、小学校1件、中学校1件あります。このことについては、学校と保護者が協議の場を設け、解決しているところであります。

さらに、第2次報告としては、校長による教職員への聞き取りに加えて、児童生徒や保護者には調査用紙を配布の上、体罰の状況を平成25年4月30日までに報告するよう求められております。市教育委員会では、校長会、教頭会を開き、体罰は指導力不足のあらわれであり、みずからの教育的使命を放棄してしまう行為であることを強調するとともに、全ての小中学校において、教職員会議等を通して職員の不祥事防止や体罰の禁止を確認するよう指示しております。

児童生徒への体罰は、児童生徒の人権を侵害するとともに、いじめや暴力等の行為

を容認することにもなり、絶対にしてはならない違法行為であると考えておりますので、今後も体罰の禁止について各学校への指導に一層努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡部功君） 4番作佐部直君、再質問ありませんか。

○4番（作佐部直君） ありません。

○議長（渡部功君） 以上で、4番作佐部直君の一般質問を終了いたします。

この際、10時25分まで休憩いたします。

午前10時13分 休 憩

午前10時26分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。15番渡部専一君の発言を許します。15番渡部専一君。

【15番（渡部専一君）登壇】

○15番（渡部専一君） 会派創風の渡部専一です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

光陰は矢のごとしと言いますが、月日のたつのは本当に早いもので、あと1月ほどでまた新しい年度を迎えます。そして、由利本荘市にとっては9年目の春になります。

年明けから連続して降り積もった雪は、昨年同様の豪雪となり、県内においては除排雪のおくれが連日指摘される自治体もあった中で、本市は大きなトラブルもなく除雪事業が進められたようであります。予算確保や連日の作業で市民生活の安心確保や道路交通の安全確保に当たられた当局の担当部局、除雪業関係者の取り組みの成果と受けとめ、評価をしているところであります。

そして、昨年のは前半は不祥事や不適正事務が続きましたが、後半は指摘されるような事案もなかったことは、市役所全体が集中して仕事に取り組める雰囲気や環境ができてきたことでもあるのかなと思います。

またこの1年間は、市の財政健全化目標値のクリアや由利原浄水場、由利橋などの大きな事業も完成し、鳥海山観光にも、桑ノ木台を核とした次につながる動きもありました。市政は確実に前に進んでいると思います。

21日から始まった今議会は、市長選を間近に控えていることから施政方針の説明や代表質問は行われず、一般質問のみとなりました。私は今回4回目の質問となりますが、今回は日常生活にかかわる安全・安心を主体に質問させていただきます。

大項目1、市道石脇通線の整備についてであります。

私はけさ国道7号を通り、由利橋を渡ってここに来ました。立派な橋ができ上がりました。最初はこの橋に関連する質問であります。

本会議初日の市長報告にもありましたが、1月29日、子吉川の由利橋が完成し、竣工式典が行われました。そして渡り初めには、この橋への思いや関心の深さを物語るように、竣工を祝う大勢の市民の方々の参加がありました。式典では、秋田県で初の斜張橋であること、また橋の長さは190.5メートル、全幅員19メートル、総事業費44億円、そして建設の工事期間は2年半であるが、調査が始まった16年から完成までは9年を要したことなどが報告されております。難工事であったことは事業期間の長さや変更契約

の多さにもうかがい知ることができますが、それを乗り越え完成したことは喜びであり、道路利用のみならず、由利本荘市の発展に効果が発揮されるであろうとの期待は、極めて大きいものがあります。

そして、この橋の完成効果を最大限に高めるためには、市道石脇通線の整備は欠かせないものであると思います。しかし、この国道7号から由利橋までの道路は、7号交差点改良時に接続部分の一部が改良されていますが、それ以降はほとんどが未整備で、幅員も狭く、電柱が道路にはみ出た状態になったまま今日に至っていることは御承知のとおりと思います。

市ではこれまで整備について検討してこなかったのではないかと思います。この路線の整備は、市がことしから美倉町に建設する消防庁舎や、国療跡地の整備として計画している防災センターに連絡する幹線道路となるものであり、バス路線の機能を持ち、さらには沿線周辺にある保育園・小学校・中学校・高校の通学路対策など、交通安全に係る問題解消にもつながるものであります。また、国道7号秋田方面から市内中心部へ乗り入れするメイン道路として、7号、105号、107号、108号にも連絡し、内陸部に至る重要路線となり、県内でも有数の渋滞地である7号水林交差点の交通量緩和にも効果が期待されます。

市長も式典で、本市のランドマークとして新たな観光スポットになるだろうとの期待と、市民はもとより多くの方々に親しまれ、末永く利用されることを祈念すると述べております。ここ数年でこの道路周辺の環境が大きく変わることは明らかであります。新しい由利橋に魂を入れ、真に市のシンボルとするためには、さらに一歩進め、早期にこの石脇通線の整備が図られるよう、次の点について伺うものであります。

1つ目、交通量の把握など現状についてはどう整理されているか。2つ目、地元の意向はどうか、また、これまで整備への要望などはあったか。3つ目、これまで事業化を検討した経緯はなかったか。そして4つ目——、本当に重要な路線だと思います。次期発展計画で整備すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大項目2、災害時援助協定と地域防災計画についてです。

東日本大震災以降、急速に防災についての関心が高まり、国では被災地の復興にあわせ、暮らしの安全を優先的に実施するとして、地震・津波対策を初めとする防災事業などに重点的に予算を措置するとしています。本市でも学校や市役所本庁舎、総合支所等の耐震化工事が順次進められ、新年度には防災体制の中心となる消防庁舎の建設も始まります。

このような状況の中、有事の際に互いの支援を約束する災害援助協定の締結も進められてきました。そして、今回、本市と親子都市として交流を続けてきた福島県いわき市、そしていわき市の友好都市である宮城県延岡市との間に、これまでにない形の三者による災害援助協定が結ばれたことは、友好都市のきずなが一層深まったこととあわせ、災害対策に対する体制がさらに強化されたものと受けとめております。

由利本荘市は子育て環境が全国第2位ということですが、これと同様に、災害復旧対策についても、あるいは防災体制についても高いレベルを目指したまちづくりが進められることを期待して、次の点について質問します。

本市はこれまで、高松市や佐久市、多賀城市など遠隔自治体との協定のほか、民間

企業等との間においても協定を結んできています。質問の1つ目として、災害時援助協定の今後の計画と方向性について伺います。

次に2つ目、地域防災計画の見直しとダイジェスト版の作成についての質問です。

市民の生命、財産等を災害から守るため、防災に関する業務や対策を定めた地域防災計画がありますが、大震災で明らかになった課題等を踏まえ、各自治体では、避難に関することや、情報・通信・物資、あるいは災害時における職員業務など、防災計画の見直しを検討しているようであります。本市においても見直しを行うとしておりますが、この地域防災計画の見直しの主なものについて伺います。

また、市の地域防災計画書はA4版の本文およそ500ページ、資料編240ページにわたる大冊です。市民の防災意識の高揚や、地震・台風・集中豪雨などの異常気象で情報が届きにくい状況の中でも安心感が図られるよう、緊急時の体制等、市の動きがわかる、わかりやすくコンパクトにしたダイジェスト版の作成は考えられないのか伺います。

次に大項目3、社会インフラの老朽化対策についてであります。

最初は(1)道路構造物の老朽化対策についてお伺いします。

トンネルの天井板落下により9名が犠牲となった昨年12月2日発生の山梨県中央自動車道の笹子トンネル事故は、その後の緊急点検の結果、事故のあった上り線でボルトの緩みや欠落等1,200カ所を超えるふぐあいを確認され、ずさんな点検管理とトンネルの老朽化対策が問題化しています。

コンクリート構造物の耐用年数は、これから新設されるものは100年もしくはそれ以上に設定されているようですが、現在供用中の多くは、建設当時、予定耐用年数を50年程度と見込んでいたようであります。高度経済成長期に大量に建設された橋梁やトンネルといったコンクリート道路構造物が50歳を超える日が来たとき、これらは多かれ少なかれ何らかの原因で劣化が進行していると言われております。対策には莫大な経費を必要とすることから、早目早目に対応し長寿命化を図る予防保全の考え方が一般的のようであります。本市においても、トンネル、道路橋などの補強や改修、架け替え等の老朽化対策が必要となるときがきていると思っております。本市の実態と対策について伺います。

1つ目、道路区分による実数はどれほどか伺います。2つ目、老朽化の目安とされるもの、つまり50年を経過したものの実数は。3つ目として、定期点検など保守管理の実態はどのようにして行われているか伺うものであります。今回の補正予算に調査費が計上されておりますので、調査を実施しなければわからない部分もあると思っておりますが、4つ目として、老朽化対策についての基本的な考え方について伺うものであります。以上、4点についてお願いいたします。

次に、(2)水道管路の老朽化対策についてです。

水道管の法定耐用年数は40年とされていますが、道路構造物であるトンネル、橋梁同様、水道施設の管路についても、進む老朽化に対し、補修、更新のおくれが課題となってきていると伺います。水道管の事故やトラブルは、1度発生すれば、長時間、広範囲にわたり、市民生活に大きく影響します。目に見えない地下埋設物の管路についても、老朽化対策として早目に調査をして、現状把握に努める必要があります。更新など今後の対策について伺います。

1つ目は、本市の管路の現状についてです。2つ目として、更新事業など現在の対

応状況について伺います。3つ目は、法定耐用年数から見た更新のピークはについて伺います。4つ目、今後の調査と対策について伺うものです。以上について御答弁お願いします。

次に、大項目4、空き家対策についてです。

この件について私は昨年3月定例会で一般質問させていただきましたが、その中で、過疎化や高齢化が一層進む農村集落で空き家の詳細な調査の必要性について質問した経緯があります。その際、市長からは調査を行う旨の答弁がありました。また、同僚の堀川議員が前回の12月定例会において質問した市全域の空き家調査については、これまでデータのなかった本荘、西目地域において調査を行っているとの答弁でありました。調査後の本市の空き家状況と対策について伺うものであります。

空き家の放置は、野良猫のすみかや不審者の出入り、火災などの心配のほか、老朽化による倒壊などの事故も想定されることから社会問題となってきており、地域内や町内会にも最近空き家が増えてきていることは間違いありません。昨年暮れのNHKの放送によれば、全国で1960年代は3%であった空き家は、50年後の現在13%となって、750万戸を超え、今のままでいくと20年後の2030年には25%となり、2050年には日本全国で人が住まない、あるいは住めないところが20%増えるとの予測もなされております。

老朽化して住めない、あるいは使用される状況にないと思われる空き家の解体がなぜ進まないのか。大きな要因として考えられることは、取り壊し費用は1戸当たり平均的に150万円ほどかかると言われてしていること。そして、取り壊して更地にするとその土地の固定資産税は6倍になるなど、経費の問題が大きいようであります。本市の状況と対応について伺います。

まずは(1)空き家数、態様、解体見込みなど実態について伺います。本市の空き家は幾らあるのか、その態様はどのようなものか、住める空き家、住めない空き家のデータはあるか、またこの1年間で利用された空き家はあるか、同じく解体されたものは幾らあるのかお伺いいたします。

次は、(2)危険建築物に対する解体助成の検討はについてです。

空き家対策の条例を制定している自治体は、昨年12月現在、全国で73あり、うち17は行政が取り壊しできる代執行を規定しています。本市においても条例改正により代執行の規定を設けましたが、これだけでは対応策として効果は薄いと思います。経費の問題が大きいとすれば、解体助成も一つの方法と思います。放置しておくことが非常に危険な状態と市が認定した場合については、持ち主の所得など一定条件のもとで解体費の一部助成が考えられないか伺うものであります。

次に、(3)解体後の宅地課税に対する税率の軽減はについて伺います。固定資産税は、地方税として税率は市長が定めることとされています。解体後の宅地課税について、一定期間において現在適用している居住用住宅用地並みの特例6分の1の軽減税率の適用か、または減免ができないものか伺います。

最後に(4)情報提供と専従職員の配置について伺います。空き家を定住対策にも効果が発揮されるように有効利用するため、売買あっせんも含めた空き家情報の提供など、専従職員を置くことは考えられないか伺うものであります。

以上、4点についての質問に御答弁をお願いいたします。

次に、大項目5、住宅事業に対する支援についての(1)リフォーム資金助成事業の拡充についてです。

国内の新築住宅の着工戸数は2011年実績で83万4,117戸で、15年前の半分になったということであり、2020年までは年間80万戸で推移するとの見方がされておりますが、一方で秋田県の新築戸数は2011年に3,981戸と、前年の4,062戸から81戸減少し、4,000戸を割り込んだことが公表されております。昨年2012年、1年間の数値であります、3,688戸で、6年連続前年割れとの結果になったこともわかっています。いずれも減少傾向にあるということでもあります。

このような状況の中で、住宅産業は今、リフォームや中古住宅など、新築市場に依存しない事業構造に転換が進められているということが現状のようであります。市では平成22年度から住宅リフォーム事業に対し資金助成を行ってきており、25年度も継続の方針を示しておりますが、新年度以降のリフォーム資金助成事業の推進について伺います。

1つ目は、事業実施3カ年の事業量と効果についてです。実施したこの3年間の事業をどう評価するか、事業量と事業効果をあわせて伺います。

2つ目は、地場産材活用のかさ上げ助成について伺うものであります。本市にはおよそ8万9,000ヘクタールに及ぶ山林があり、用材の蓄積量も多く有しています。事業の継続については、森林・林業関係にも効果が及ぶよう、地場産材を活用して実施するリフォーム事業に助成制度を拡充し、かさ上げ助成する視点はないか伺うものであります。

次に、(2)新築住宅事業に対する新規助成制度について、1つ目は、着工戸数など本市の住宅新築の状況はどのように推移してきているのかについて伺うものであります。

2つ目は、地場産材活用新築住宅に対する助成制度創設の考えはについてです。

リフォーム事業の質問と同様、地域経済を後押しするために、地場産材使用新築住宅に新たな助成制度を創設する考えはないか伺うものであります。

次に、大項目6、学校環境適正化計画について伺います。

教育委員会では、児童数の減少や近年の教育環境の変化に対応するとして、平成26年度までを期間とした学校環境適正化計画を策定しています。そして、1地域1小学校1中学校構想のもとで学校の統廃合や再編成をしながら、小規模校の適正化や学校施設の耐震化を進めていくというのがこの計画の趣旨であると理解しております。計画は順調に推移していると見ていますが、これまでの経過と今後の見通しについて伺います。

1つ目は、計画期間内で達成するもの、課題として残るものについて伺います。

2つ目は、1地域1小学校1中学校の移行時期と、今後の進め方について伺うものであります。

次に、3つ目、2030年の推定児童数、生徒数についてです。今、国・県などでは、人口を初め、2030年を推定した数値が多く出されています。将来の行政需要を見通すためであり、あるいは施策立案の基礎資料として幅広く活用するためのものであります。いわゆる2010年の国勢調査結果をもとに20年先を見るということでもあります。人口減・少子化が進む中で将来の学校環境、教育環境を考えると、貴重な意味のある数値と捉

えることができるものと思います。本市の児童数、生徒数について2030年の推定をしたとき、どのようなものになるのか伺うものであります。

大項目7番、給食センター構想についてです。

学校給食について、教育委員会では、現在、各学校内で行っている給食調理から、将来は給食センター方式に移行する計画を持っているとのこととあります。他の例を見ても、人員の効率的な配置、機器類の使用頻度を高めることによる効率化、あるいは食材の大量購入によるメリットなどを理由に、直営、業者委託など運営の違いはあれ、センター方式が増えてきているのではないかと思いますし、しかも比較的規模の大きいものが多いのではないかと思います。

本市における給食センターは、地域産品の使用や食材の地域内での調達など、地域の人たちとのつながりを持ちながら、雇用対策、あるいはトラブル発生時のリスク回避の面などを考慮しても、地域内対応での小規模、あるいはブロック単位での方式が望ましいと思います。給食センターについて、私の意見も申し上げながら、教育委員会で考える実施見込み年度、給食センターの規模等その概要について伺うものであります。

大項目8、岩城・松ヶ崎統合小学校についてであります。

最後に、岩城・松ヶ崎統合小学校についての質問です。松ヶ崎、亀田、道川、3校の統合となる小学校の建設が亀田地区で進められております。平成26年4月の開校まであと1年になりました。本市にとって初めての旧市・町の行政区を越えて新設される新しい学校に寄せる地域の期待は大きいものがあります。建設工事が計画どおり順調に進捗することを願いながら、4項目について質問させていただきます。

1つ目は、開校までのスケジュールについてです。3校の児童がスムーズに統合に移行できるよう交流の機会も多く計画されると思いますが、このことも含めて、開校までの大まかなスケジュールについて伺うものであります。

2つ目は、校名についてです。公募から選考委員会による選定、教育委員会による決定までの経緯と、教育委員会で決定した校名について伺います。

3つ目は、学区と選択制の内容について伺います。新小学校の児童が通学する区域、いわゆる学区と、新小学校設置に伴う中学校の選択制の内容について伺います。教育委員会では自由選択という表現をしているようですので、私の通告しておりました選択制という表現は適当でないかもしれませんが、質問の趣旨はおわかりいただけるとと思いますので、その内容についてわかりやすくお願いいたします。

4つ目は、給食調理についてであります。地域内で暫定的に対応するとしているようですが、調理員などの必要人員などを含め、その内容について伺います。また、廃校となる3校の調理員や食材関係者への説明は早目に行うべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上であります。御答弁よろしくお願いたします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 渡部専一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、市道石脇通線の整備についての（1）交通量の把握など状況についてどう整理されているかについてお答えいたします。

交通量の把握につきましては、平成12年3月に12時間交通量調査を実施し、新町交差点においては1万809台、新山小学校入り口交差点においては8,818台の交通量となっております。近年、調査は行っておりませんが、新由利橋が開通したことから、新たな現況調査が必要と考えております。

石脇通線の未整備箇所、約1,400メートルにつきましては、車道に電柱などの障害物があり、道路整備による安全確保が必要であると認識しております。

次に、(2) 地元の意向はどうか、またこれまでの整備への要望はあったかについてお答えいたします。

石脇通線の拡幅整備につきましては、石脇地区町内会長連絡協議会から、また、市長への手紙などでも要望を受けております。石脇通線を含む都市計画道路の新たな着手については、平成26年度までの総合発展計画において整備の予定はなく、早期の整備着手は困難な状況にあります。石脇地域からの要望にもこのようにお伝えしているところであります。

次に、(3) これまで事業化を検討した経緯はなかったかについてお答えいたします。

平成11年度において、石脇地域の方々の意見を反映させるために開催したワークショップにおいて、石脇通線の歩行者の安全確保及び交通渋滞解消のための対策が求められたところであります。このことから、市では、特に歩行者の安全確保について検討し、石脇地区自転車・歩行者専用道路の整備とあわせて、新町交差点の渋滞解消及び竜巻町内に歩道を設置するなど、局部的に整備し、安全確保に努めているところであります。

次に、(4) 次期発展計画で整備すべきと思うがについてお答えいたします。

この路線の整備計画につきましては、都市計画道路の見直しを含め、適正な事業手法を模索し、次期総合計画策定の段階において全体事業の調整の中で検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、災害時援助協定と地域防災計画についての(1) 災害時援助協定の今後の計画と方向性についてにお答えいたします。

本市では、これまで環鳥海サミット加盟市の湯沢市、新庄市及び酒田市と、また北東北地域連携軸構想推進協議会の構成9市と、そして平成24年1月には秋田県及び県内全ての市町村と協定を締結しております。また、震災後には、同時に被災する可能性が低い遠隔地の自治体との援助協定の締結に取り組み、24年1月には高松市、同年2月には佐久市、7月にボートサミット加盟の23市町村、10月に多賀城市、本年1月にはいわき市及び延岡市と協定を締結しております。

なお、市民の安全・安心のため、民間団体等とは、土木施設等の応急対策、電話及び電気の復旧、一時避難場所の提供、生活物資の提供、応急医療救護活動の実施及び福祉避難所の設置などの協定を締結しております。

今後は、交流のある丸亀市やその他の自治体からの申し出、また市民の安全・安心につながる業務等の協定締結につきましては、今後も積極的に進めてまいります。

次に、(2) 地域防災計画の見直しとダイジェスト版の作成についてにお答えいたします。

本市の地域防災計画は平成18年3月に由利本荘市防災会議が作成し、23年4月には一部改正を行っております。

国では、東日本大震災を教訓に災害対策基本法を改正し、その内容を防災から減災へと基本理念を転換するなど、防災意識の向上や避難概念の明確化など、大規模災害を生き抜くための日ごろからの備えに重点を置いております。

県でも平成25年度に地域防災計画の改定を行うものと伺っており、本市におきましては、25年度に基礎調査を行い、26年度中に計画を改定する予定であります。この改定には、このたび発表されました津波浸水シミュレーションを踏まえて避難場所を追加するなど、これまでの計画になかった津波対策編を盛り込むほか、県の地域防災計画の改訂内容を十分に加味するとともに、本市の特性に沿った内容としてまいります。

また、地域防災計画のダイジェスト版につきましては、災害発生時に行動の指針となる災害対応マニュアルを職員、消防団及び自主防災組織など各組織ごとに作成する予定であり、このマニュアルで地域防災計画の行動を具体化してまいります。

なお、市民の防災対策のため、今年度中に作成いたします全戸配布の防災マニュアルに、避難時の心得や、地震・津波・風水害・火山噴火など各種の災害への対処方法、さらには各種ハザードマップ、避難所や相互援助協定の相手などの情報をわかりやすく盛り込んでまいります。

次に、3、社会インフラの老朽化対策について、(1)道路構造物の老朽化対策についての①道路区分による実数についてはお答えいたします。

現在、一級、二級市道など道路区分による道路橋・トンネル等の重要構造物の数及び建設後経過年数は、道路種別ごとに、一級市道に橋梁200橋、トンネルが5本、二級市道に橋梁137橋、その他市道には橋梁589橋、トンネル4本ございます。経過年数につきましては、経過年数10年未満のものが25橋、10年から20年経過したものが188橋、21年から30年経過したものが215橋、31年から40年経過したものが233橋、41年から50年経過したものが225橋ございます。トンネルは10年から20年経過したものが2本、21年から30年経過したものが3本、41年から50年経過したものが1本ございます。

次に、②老朽化の目安とされるもの(50年経過)の実数についてはお答えいたします。

老朽化の目安とされる50年を超えるものが、道路橋は40橋で、トンネルが3本ございます。

次に、③定期点検など保守管理の実態についてはお答えいたします。

橋梁の定期点検につきましては、平成21年度より橋梁点検委託を実施し、全橋梁のカルテの作成及び劣化箇所などの詳細な調査を実施し、今後はそれらのデータのもと定期的に点検業務を継続する計画となっております。

トンネルの点検については、通常目視による点検を行ってまいりましたが、昨年の中央道の事故を受け、緊急に職員による一斉点検を実施し、今後さらに業者委託による調査を検討しているところであります。

次に、④老朽化対策についての基本的考え方はお答えいたします。

橋梁の老朽化対策につきましては、平成25年度において、橋梁の専門家を交えた検討会により、各橋梁の補修内容、また架け替え時期について、橋梁長寿命化修繕計画の

策定を予定しており、その計画に基づき適切な補修を実施し、安全性の確保及び橋梁の延命を図ることによる財政負担の軽減に努めてまいります。

次に、（２）水道管路の老朽化対策について、①本市の管路の現状についてにお答えいたします。

水道管路の総延長は、上水道が約800キロメートル、簡易水道が約400キロメートルの合計約1,200キロメートルとなっており、管種としては、鑄鉄管、ポリエチレン管、硬質塩化ビニール管、石綿セメント管が主なものであります。このうち約60キロメートル、総延長の約5%が布設後40年を経過している状況であります。

次に、②更新事業など現在の対応状況はについてであります。管路の総延長のうち、現在、約54キロメートルが老朽度の高い石綿セメント管であります。本市では平成19年2月に管路耐震化改良事業の中で石綿セメント管更新計画を策定し、これに基づいて更新工事を継続しております。また、40年以上経過したその他の管種についても、下水道事業等の施工にあわせるなどして、耐震性の高い管種への更新を行っております。

次に、③法定耐用年数から見た更新のピークはについてであります。現在の水道管の布設年度から算定しますと、上水道については5年後の平成30年、簡易水道についてはおおむね15年後の平成40年がピークになるものと見込んでおります。

次に、④今後の調査と対策についてであります。建設年度、管種、埋設環境、事故履歴等の調査を踏まえて、老朽度が高いと判定された管路については、市民生活や産業活動への影響を考慮しながら、緊急度の高いものから順次対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、水道管路の老朽化対策には多額の経費を要することから、中長期的視点に立ち、更新時期と資金確保の見通しの両面を勘案し、今後も更新費用の平準化など計画的な管理運営に努めてまいります。

次に、４、空き家対策についての（１）空き家数、態様、解体見込みなど実態についてにお答えいたします。

市内の空き家数については、これまでデータのなかった本荘、西目地域について、昨年12月に依頼し、両地域の町内会長から空き家件数等に関する情報提供をいただいております。その報告と合わせた市全域の空き家総数は、現在約1,250棟であります。今後この情報をもとに職員による実態調査を実施し、詳細なデータ整備を進める予定であり、空き家の態様、総数等の詳細なデータがまとまり次第、報告してまいります。

次に、（２）危険建築物に対する解体助成の検討はについてにお答えいたします。

空き家として放置される原因としては、解体に要する多額の経費負担があると認識しております。しかしながら、個人所有の建物は自己責任で管理されるべきものであり、あくまでも所有者の責任で解決してもらうことが基本と考えております。既に助成制度を導入している自治体では、所有者が解体助成の対象になるまで空き家を放置するなど、問題点も指摘されています。いずれにいたしましても、個人所有財産の解体に公的資金を投入する制度となりますので、既に解体助成制度を導入しております他自治体の先行事例等も参考にしながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、（３）解体後の宅地課税に対する税率の軽減はについてにお答えいたします。

住宅用地に対する固定資産税の課税の特例は、住宅政策上の見地から、税負担を軽

減するために昭和48年度に導入され現在に至っております。特例の内容は、宅地の面積のうち住宅の数1戸当たり200平方メートルまでは評価額の6分の1を課税標準とし、200平方メートルを超える面積は評価額の3分の1を課税標準とする大幅な特例措置であり、空き家の解体が進まない一因とも言われております。

住宅の解体後に住宅用地の特例の適用か、または減免できないものかという御質問ですが、この特例が住宅不足の解消を図ることを目的に始められたことや、解体後の宅地に再度住宅を建築したときには再び特例の適用が受けられることなどから、住宅用地でない土地を住宅用地である土地と同様に扱うことは、税負担の公平性を考慮すると困難であると考えております。

次に、(4) 情報提供と専従職員の配置についてにお答えいたします。

空き家の有効活用を図るためには、実態調査結果を得た上で、さらに定住促進に有効活用できるものか検証する必要があるとあり、空き家バンクの創設を含め、情報提供やあつせん、あわせて必要に応じた職員の配置について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、5、住宅事業に対する支援についての(1) リフォーム資金助成事業の拡充についての①事業実施3カ年の事業量と効果について、及び②地場産材活用のかさ上げ助成については、関連がございますので一括してお答えいたします。

平成22年度より実施しております住宅リフォーム資金助成事業につきましては、事業開始当初から平成25年2月15日まで交付決定件数は3,209件で、交付金額は3億7,900万円余り、工事費は57億2,600万円であります。また、本事業の施工業者は、法人で137、個人で329に及んでおり、年間約20億円に上るリフォーム工事費は、広範囲にわたって本市の経済活性化に貢献しているものと考えております。

私自身、市内各地を訪問し、市民の皆様と膝を交えてお話しする中で、リフォーム事業は好評であり、また継続の要望もございますので、平成25年度においても切れ目のない市民サービスを継続すべく、予算計上を指示したところであります。

御質問の事業拡充については、助成率のかさ上げや地場産材の活用等に助成枠を広げることなどが考えられますが、一方で秋田県でもリフォーム事業を継続実施する予定であることや、本市地場産材の産地証明をどのように行うかなどの課題もございます。また、国の大型補正による景気回復効果が期待できることから、平成25年度においては今年度と同じ程度の助成内容で実施したいと考えております。

次に、(2) 新築住宅事業に対する新規助成制度についての①着工戸数など本市の住宅新築の状況はについてにお答えいたします。

本市の新築住宅着工件数は、合併時の平成16年度までは270件で、その後の3年間は年間240件前後で推移しております。平成20年度以降は200件を割り込み、平成21年度169件、平成22年度179件、平成23年度168件で、本年度は1月末現在で147件でございます。これは、折からのデフレ不況による消費低迷状態に加え、平成20年9月に起きたいわゆるリーマンショックが大きく影響しているものと推察しております。

次に、地場産材活用新築住宅に対する助成制度創設の考えはについてにお答えいたします。

地場産材活用の新築住宅に対する助成制度としては、県が実施している「秋田スギ

の家」普及促進事業があります。この制度は、杉乾燥製品を使った新築等に20万円を補助するもので、延べ面積50平方メートル以上の一戸建て住宅で、杉乾燥製品を住宅の構造材におおむね70%以上使用する住宅が対象となっております。

なお、平成23年度までには秋田杉認証製品に特化しておりましたが、今年度からはJAS規格認証製品も対象としたことから、県産材以外の木材の使用でも対象となっております。

渡部議員の御質問は、本市の地場産材を活用した場合に、このような助成制度ができないかとのことでありますが、その場合の大きな課題として、地場産材の認証システムの構築があります。県の場合、木材生産に関する各組合が共同で設置したあきた県産材利用センターが乾燥秋田杉認証製品として認証するシステムがありますが、本市の場合、そのようなシステムを新たに構築する必要も出てまいります。森林資源の豊富な本市にとりまして、地場産材の活用促進は地域林業の活性化に大きく寄与しますので、森林組合など関係機関とも協議しながら、地場産材の地産地消に結びつく制度設計を検討してまいります。

次に、6、学校環境適正化計画について、7、給食センター構想について、8、岩城・松ヶ崎統合小学校については、教育長からお答えいたします。

以上であります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 渡部専一議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

初めに、6の学校環境適正化計画についての（1）計画期間内で達成するもの、課題として残るものはありますが、本市では、平成20年に策定された由利本荘市学校環境適正化計画に基づいて、学区の再編、学校統合、学校の耐震化を進めてまいりました。

学校統合については、平成23年度に東由利地域の2つの小学校を統合した東由利小学校、平成25年度に鳥海地域の3つの小学校を統合する鳥海小学校と北内越小学校の新山小学校への統合、さらには平成26年度に岩城地域2つの小学校と松ヶ崎小学校の統合、こうしたことはおおむね当初の計画どおりに進んでおります。

また、学校の耐震化につきましては、平成20年度から耐震診断に着手し、平成23年度までには計画された校舎と体育館の耐震補強工事を終了しております。

大内地域の学校統合関係につきましては、地元の大内地域学校環境を考える懇談会において中学校の統合をまず進めることとし、2つの中学校の平成27年度統合を目標に協議を重ねているところであります。中学校の統合計画が具体的になりますと、引き続き小学校の統合に向けた話し合いに入ることになっており、大内地域の統合につきましても、おおむね計画どおりに進んでいるものと考えております。

次に、（2）1地域1小学校1中学校の移行時期と今後の進め方についてですが、由利本荘市学校環境適正化計画では、少子化の中で進む児童生徒の減少を受けて、複式学級の解消を考慮し、確かな学力の育成やスポーツ活動等でも十分に対応できるよう、本荘地域を除いて1地域1小学校1中学校を統廃合の基本方針としてまいりました。通学方法や地域の文化や伝統に根差した学校のあり方にも配慮して1小学校1中学校を

目指してきたものでありますが、中学校については、合併前の旧町において統合が進み、大内地域を除いて既に中学校が1校という状況になっております。

大内地域につきましては、先ほど申し上げましたように、中学校については平成27年度の統合に向けて協議を続けているところでありますが、小学校の統合については、統合方法など、地域の皆様の御理解をいただきながら、将来の1小学校化に向けて十分に協議を重ねてまいりたいと考えております。

次に、(3)2030年の推定児童数、生徒数についてお答えいたします。

国立社会保障・人口問題研究所によると、2010年の国勢調査に基づく市町村別の推計人口はまだ発表されていないことから、2008年発表の数字でお答えいたします。

本市における就学年齢の5歳から9歳までの人口は、2010年の3,230人に対しまして2030年には2,038人で、約37%の減少であります。10歳から14歳までの人口は、2010年の3,800人に対して2030年には2,198人で、約42%の減少となっております。このように少子化の傾向は一層進むと予想されますので、今後も児童生徒数の推移を注意深く見守りながら望ましい学校環境づくりに取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7の給食センター構想についての実施見込み年度、規模等の概要はありますが、本市の小中学校では自校方式27校、センター方式4校で給食を実施しておりますが、鳥海地域の小学校統合と北内越小学校の閉校により、新年度からは自校方式24校、センター方式4校となります。

センター方式となりますと学校栄養士が配置となることや、大量購入による地場産物の積極的な使用、経費の削減が可能となるなどのメリットがある反面、給食の運搬が必要となることや、事故などが発生した場合に影響が広範囲に及ぶことなどのデメリットも考えられます。現在教育委員会で検討しております給食センターは、リスク分散や配送距離を考えて、複数の大型と小型の給食センターで構成する形態を想定しております。昨年度は教育委員と職員が他市の給食センターの視察を行っており、現在は教育委員会内部で規模や配置数、設置場所などについて検討を続けており、平成27年度からの次期総合計画の早い時期に位置づけていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、8の岩城・松ヶ崎統合小学校についての(1)開校までのスケジュールについてありますが、岩城・松ヶ崎統合小学校につきましては、PTAや学校関係者で構成する開校準備委員会において、実際の開校に向けたさまざまな準備が進められており、また校歌と校章につきましても、その作成を地元にはゆかりのある方々に依頼しているところであります。また、統合後に児童がスムーズに新しい学校生活を送ることができるよう、3校の児童による合同の会や交流授業、3校PTAの話し合いや懇談会等の事業も数年前から行われております。

建物につきましては、昨年9月に校舎及び体育棟の建築工事に着工しましたが、現在は基礎工事に取りかかっており、来年1月の完成に向けて順調に工事が進んでいるところであります。新年度に入りますとプールやグラウンド、環境整備といった周辺の工事が始まり、来年1月ころにはほぼ終了し、また通学路となる歩道や街路灯などの工事も来年4月の開校までには完了する予定となっております。

工事関係以外では、校歌、校章については6月ころに、さらに年間行事や指導計画、スクールバスの運行方法など、学校運営に関する具体的な事項につきましては、年内にはほぼ決まる予定となっております。

また、閉校となる3つの学校におきましては、年間を通してさまざまな閉校記念事業が行われる予定であります。

今後とも来年4月の開校に向け一步一步確実に準備を進めてまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、(2)の校名について、公募から決定までの経緯についてであります。岩城・松ヶ崎統合小学校の校名については、秋田県立大学の小川淳二名誉教授を委員長とし、3小学校のPTA会長や校長などの学校関係者、地区代表で構成される統合小学校建設委員会での協議結果に基づいて、昨年8月に岩城地域と松ヶ崎地区住民を対象に校名の公募を行っております。その結果71点の応募があり、31点の候補名が寄せられましたが、建設委員会ではその中から「岩城小学校」「北小学校」「高城小学校」「潮風小学校」この4点を校名候補として選考し、教育委員会に提案していただきました。

教育委員会では、この提案を受け、昨年9月の定例会において、4点の候補から1点に絞るための選考を行い、1点1点慎重に検討しました結果、小学校の就学先が岩城中学校であること、公募で多くの支持を得ていることなどから、校名は「岩城小学校」とすることを決定したものであります。

なお、校名については、今市議会定例会において、学校設置条例の一部改正案という形で提案させていただいており、市議会の議決を経て正式な決定となりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、(3)の学区と選択制の内容についてであります。岩城・松ヶ崎統合小学校の学区は、現在の道川小学校、亀田小学校、松ヶ崎小学校の3つの小学校の学区がそのまま移行するものであります。この統合により、岩城地域においては、全ての児童が統合小学校に通うことになり、そのまま岩城中学校の学区となります。

松ヶ崎地区においては、もともと新山小学校の学区であった深沢以南はそのまま変わりませんが、それ以外は全ての児童が岩城・松ヶ崎統合小学校に通うことになります。松ヶ崎小学校の児童は、これまで小学校卒業後は本荘北中学校に就学することになっておりましたが、統合小学校の開校後は岩城中学校に就学することになります。ただし、松ヶ崎小学校の卒業生につきましては、統合前から岩城中学校に就学させたいという保護者の要望に応えまして、今年4月から岩城中学校への就学も選択できるようにしたところであります。

次に、(4)の給食調理についてであります。教育委員会では給食センター構想を検討していることから、統合小学校については、改修の費用や運搬の距離などを考えて、閉校となる亀田小学校の調理場を改修し、統合小学校の調理場として使用することを想定し、検討を重ねてまいりました。統合後の調理場における標準的な調理員の人数は配送等のための職員を除き3人となりますが、現在の統合対象となる3つの小学校では正職員・臨時職員合わせて7人の調理員が配置されております。新しい調理場の職員配置については、具体的にはまだ決まっておきませんが、今後の退職者等の動向を見据えながら対応してまいります。

また、食材関係者等につきましては、今年の鳥海地域での調整例を参考に、これまでの取引と大きく変わることがないように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君、再質問ありませんか。

○15番（渡部専一君） 空き家対策について少し質問させていただきます。

空き家対策——今どんどん増えていますので、これから行政の大きな課題になってくることは間違いないと思います。御答弁いただきましたが、まだ余り調査とか分析が詳しく、詳細に行われていないという実態のようであります。できるだけ早い機会に詳しい調査をしていただいて、報告書とか、あるいは検討書のようなもので説明をいただければ大変ありがたいと思いますが、そのことについてお願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長からお答えさせます。

○議長（渡部功君） 大庭市民福祉部長。

○市民福祉部長（大庭司君） 今、渡部議員の再質問でありましたように、今後、非常に大きなウェートを占めていくであろうと推察しているところであります。

ただ、市長が答弁しましたとおり、なかなかその対応については苦慮しているところも事実でございますが、現在のところ、先ほど申し上げましたように1,250戸余りの空き家を確認してございます。

これにつきまして、答弁にありましたように、本荘地域と西目地域が今回の調査対象であります。調査につきましては今現在、個別票を作成しようと考えておりました。この個別票につきましては、市内全部を同じ様式にしたいと考えてございます。今後この個別票、いわゆるカルテみたいなものですけれども、これに基づきまして、5月末をめどにしながら、職員2人で一班という体制をとって、1,250戸を全て目視したいと思っております。その時点で今後の空き家に対する大まかなもっていき方が示せるのかなと考えてございますので、その調査ができ次第、議会の皆様、それから市民の皆様にお示ししたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） リフォームの関係でお願いしたいと思っております。

平成22年度の事業開始から57億円、年間約20億円のリフォーム工事費は地域経済で相当な効果があったと思います。かさ上げにつきましてはいろいろな課題も多いということで、今年度は従来どおりという御答弁でありましたが、今までやってきたことを分析して、よりよい方向にするために、次年度以降もぜひそういう面につきましては検討を加えていただきますようお願いしたいと思っておりますが、この辺についてよろしく申し上げます。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 住宅リフォームの助成事業につきましては、大変市民の皆さんから好評でございますので、できるだけ25年度以降も継続できればと考えておりますが、とりあえず25年度は予算化するように指示したところでございます。

○議長（渡部功君） 15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 教育長にお伺いします。

2030年の推定数、伺いました。三十何%、四十何%ですか、かなり厳しい認識を持たないといけないという感じがします。

実は、私の手持ち資料であります、2010年の小学校児童生徒在籍者調べというのを持っています。この2010年の20年前、1990年の児童生徒数、これ教育委員会で持っているかどうかわかりませんが、多分合併前の1市7町の児童生徒の数を足したものであります、1990年、小中学校合わせて1万1,751人になっています。2010年が後々の資料で6,501人、1990年から2010年までの20年間で5,250人が減少、減少率44.5%という状況であります。

教育長は先ほど少子化対策として望ましいあり方をこれから求めていくという答弁でありましたが、この減少率なり数字が出た段階で、学校環境とか教育環境に大きな影響が出てくると思いますが、これに対して、教育長はどういう見解をお持ちでしょうか。その辺をもう少し伺いたいと思います。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

○教育長（佐々田亨三君） 再質問にお答えしますが、私の手元にある全体の人口データからしますと、例えば指数で2005年を100とした場合に、2010年が95.6、それが2025年には80.2という指数も出ております。それから2030年になりますと、2010年の95.6から74.8という指数がはじき出されているわけです。そこから積算される子どもの数ということですので、大分下がることは確かであります。

人口を起点にした世の社会変動から、教育施策、あるいは市政と連動しながら、総合的に我々挑戦しながら経営をしていかなければいけないと思いますので、そうした観点から打ち立てられなければいけないものだとまず認識しております。それが第1点であります。

それから、具体的に学校制度をどうしていくかということになるだろうと思いますが、やはり子どもの教育だけではなくて、地域の文化——根底になってきているものは、例えば信仰であるとか、あるいは我々の先祖を祭るだとか、あるいは我々の精神的な支柱、総合的に学校社会と——それから我々の例えば神社、寺院、あるいは文化施設をどう経営、運営していくのかと。我々先祖から受け継いでいる文化伝統を正しく望ましく子孫に伝えるためのそうした施設を総合的に考えていかなければいけないものだろうと思います。

それから今の考え方でいけば、我々が残さなければいけないものとして、やはり学校もあるのではないかと。そうすると、私は、本市が計画してきた1地域に1つは小学校と中学校は存在させるという、この理念はやっぱり継続していくべきだろうと考えているところであります。

○議長（渡部功君） 再質問を続けますが、質問者は質問項目、番号を述べてから質問をお願いします。

15番渡部専一君。

○15番（渡部専一君） 大項目の8番、統合小学校につきましてもよくわかりました。大変細かい質問で申しわけなかったんですが、丁寧に答えていただきまして大変ありが

とうございます。ぜひよい学校をつくっていただきたいと思います。

質問を終わる前に一言申し上げさせていただきますが、年度末に市長選が告示されます。長谷部市長は再選に向けて出馬表明をされておりますが、新しい年度の議会においても、引き続き長谷部市長とこういうやりとりができることを期待しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（渡部功君） 以上で、15番渡部専一君の一般質問を終了いたします。

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時51分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。17番長沼久利君の発言を許します。17番長沼久利君。

【17番（長沼久利君）登壇】

○17番（長沼久利君） 皆さん、こんにちは。市民ネットの長沼久利でございます。

議長からお許しをいただきましたので一般質問に入りたいと思いますが、私からも、豪雪の中での除雪対策等に全力で当たられている建設部長初め担当職員の関係各位、皆様方に深甚なる敬意を表したいと思っております。

由利本荘市、特に山間部に暮らしている皆さんにおかれましては、私も含めて、根雪が早く、降雪量が多く、除排雪作業等で大変な苦労があった冬ではなかったかと思っております。我が家でも由利本荘市と同じく除雪機の灯油代に補正を組んで、どうか急場をしのいだところであります。

しかし、もうすぐの3月5日は二十四節気の一つ、啓蟄ということであります。冬ごもりをした生き物たちが時は今かと待ち構えていることを想像するだけで、元気をいただく気がしております。日差しも大分伸び、時折のぞく太陽に春の気配を感じるときでもあります。もう少し、もう少しと我慢することで、その感慨もひとしおかと思えます。市民の皆さんが伸び伸びと万物が成長するときに健康で迎えることができますよう、御祈念申し上げます。

さて、新しい公共という言葉は民主党政権から使われた言葉ではないかと言われております。自治団体が元気で健全である時期は、懐かしい公共、いわゆる行政が主体となったまちづくりが主流であったと思います。しかし、社会構造が確実に変化している中、住民の活動や結びつきは多様になっております。必ずしも自治体が公共分野の担い手になるわけではなく、NPO法人やボランティア団体等々が担い手になっているのが現状であります。地域が抱える課題解決には、さまざまな能力やノウハウ、知識、経験、人脈、資金などを持ったグループや人材が参加することが望ましく、市を含め、担い手同士の協働作業が円滑にできるかが今後の課題であろうと考えております。そんなことをベースにしながら一般質問をさせていただきます。

初めに、大項目1番、協働のまちづくりについて、まちづくり基本条例の制定についてお伺いします。

本市では、合併後、地域に開かれた住民自治のまちづくりを実現するために、新市まちづくり計画を初め、各地域内において必要と認める事項や課題について審議し、住

民の多様な意見を市政に反映させるために地域協議会を設置しました。しかし、合併後の地域協議会の役割は果たしたのではないかという意見もあり、新たな住民自治の組織化について検討すると、昨年3月定例会で伊藤順男議員の会派代表質問に市長は答弁いたしております。

さて、住民が主体の地域づくりが県内各地で進められています。仙北市が一昨年から展開中の地域運営体の記事が新聞に掲載されました。これは、地域のくくりを平成の大合併前の地区に細分化し、住民が主体となって地域づくりを進めるということであり、市の交付金は1地域年間最大500万円、準備の整った地域から順次取り組みが進められているようであり、本市の地域づくり推進事業と類をなすものと考えております。

そして、その前段となるのが協働のまちづくりによる基本条例の制定であります。そこには、市民や団体、行政がそれぞれの役目と責務に基づいて対等な立場で協力し、補完し合い、地域コミュニティの維持、再生を図るという目的が掲げられています。

さて、本市でも地域協議会のあり方については方向性を模索中であると判断しております。継続、そして委員の任期をもって終了、新たな組織に移行等々、総務常任委員会の提出資料からも伺っております。そこで私は、地方自治法による地域協議会を廃止し、多様な議論ができる独自の協議会に改正し、まちづくり基本条例制定までの助走期間にしてはどうかと提案するものであります。まちづくり基本条例の制定に向けて基本的な方針を示し、（仮称）市民検討会議を立ち上げ、この部分に地域協議会を組み入れ、基本条例骨子案の作成等のスケジュールを含め、議論の場にしてはいかがでしょうかという提案であります。議論の過程でさらに強固な協働のまちづくりの空気、機運が醸成されると思われ、期待するものであります。市長の考えをお伺いします。

大項目2番、空き家の跡地利用についての、長崎方式の導入について伺います。

東由利地域では毎年、分館が主催する新春座談会に職員が同行して、そして議員が加わり、地域各地を巡回して、課題や要望等の整理をしながら、行政または市民サービスに反映させるべく活動をしています。懇談の席上でよく耳にする事項に、老朽化した空き家の処理問題があります。そういえば、日本は空き家率が13.1%で、10軒に1軒は住む人のいない空き家であると言われております。野村総研は、2040年に空き家率は43%に達すると予想しています。

それはさておき、懇談の席上での質問に対しては、本市は住みよい環境づくり条例を一部改正し取り組んでいます等々のお話をさせていただきながら、代執行についても、できるようになりましたと説明しています。しかし、市の税金投入や解体費用となれば、話は頓挫してしまいます。人口減少・高齢化社会の重要課題として、空き家対策はまさに喫緊の課題であることは共通認識かと思えます。

また、積雪の多い冬では倒壊の危険性、廃屋からの落雪、道路の遮断等々に市民、行政が苦慮している現実があります。さらに、景観、環境、衛生面等々さまざまな課題が連鎖しております。

最近横手市が空き家バンクを立ち上げ、情報を紹介し、首都圏からの移住促進にも力を入れているとの報道もあります。各自治体が血眼になって解決策に奔走している実態であります。

そんな中、目にしたのが長崎方式であります。これは、市民の安全と安心を確保、環境整備の推進のために、適正に管理されていない老朽空き家及び土地を所有者から市が寄附を受けて解体、除去するものであります。2006年度から5カ年計画で1億円の予算を組み、危険な箇所解体を始めているとのことであります。申し込みが殺到していると伺っております。県内では、さらに横手市が、解体費の一部補助、助成に加え、寄附制度導入を進めるという情報もあります。本市では空き家の現状把握のために今年度実態調査をしているようではありますが、用途をしっかりと計画しながら、長崎方式とまではいきませんが、実現性の可能な対策が必要でないかと考え、伺うところであります。

大項目3番、中小企業振興に関する条例の制定について伺います。

我が国または本市は人口減少に転じ、地域社会はこれまで経験したことの無い変革期を迎えております。農業では農地の荒廃や後継者不足、商工業においても経済のグローバル化、商店街の空洞化、急速な少子高齢化、人口減少に伴い、極めて厳しい経営環境に至っております。さらに、不安定な雇用情勢と相まって市の財政を圧迫し、危機的な地域経済の疲弊が顕著であります。

そういう中で注目されているのが、(仮称)中小企業振興基本条例の制定であります。各自治体が動き出しています。その背景には、平成11年12月3日に施行された新中小企業基本法があると伺います。中小企業の特性を尊重し、ソフト支援を重視した政策の転換であります。今までの法律は中小企業の位置づけは過小評価され、かわいそうな存在として認識させられていたと伺います。それゆえ、中小企業の経営管理の合理性に対して、行政みずから企業を指導することが妥当とされていたと伺います。

しかし、中小企業が抱える経営課題は、高度成長で大きく変化しました。そのような状況下、中小企業は新たな市場を創造するものとして認識が変わりました。新たな機会は、中小企業の創業や成長によってもたらされているとの認識が変わったわけであり、そして、今や中小企業こそが地域経済の発展の担い手であると位置づけるようになりました。

昨年10月の産業活性化議員連盟商工部会の講演会は、地域ぐるみで地域おこしと題して中小企業家同友会全国協議会副会長の国吉昌晴さんからお話を伺いました。地方の衰退危機の高まりから、平成22年に閣議決定された中小企業憲章をベースにしながら、安定的で活力ある経済と、豊かな国民生活の実現を目指し、基本条例の制定を声高に呼びかけていました。そして、今こそ未来に続くまちづくりの資源はみずからの手中にあることを自覚しながら、行政、市民、事業者が主体的な行動を起こし、地域循環型の経済の必要性を熱く話されました。本市の産業を支える事業者は、雇用による所得の向上、付随して地域経済の振興、活性化のために極めて重要であります。今こそ産業振興のまちづくりに挑戦のときではないかと考えております。

私たち市民ネットは、その推進に積極的に取り組んできました。市民ネットの代表質問や昨年9月定例会の鈴木議員の一般質問への答弁でも、前向きに検討するとしています。今定例会にそれに類する条例制定案が提出されているようではありますが、お伺いするものであります。(1)条例制定前に取り組んできた事項は、(2)条例制定後に実施する事項は、以上、2点についてお伺いします。

大項目4番、観光振興について伺います。

ことし10月、そして12月にかけて開催のデスティネーションキャンペーン、そして来年の国民文化祭、さらに韓国ドラマ「アイリス2」のロケ隊誘致と、観光資源の売り込みに絶好の機会と捉えております。ロケ隊支援として計上された1,000万円のさきの補正予算を高いと見るか安いと見るか議論はありましたが、常任委員会での他市町から後塵を拝していないかという質問に対して、鳥海山の自然の詳細なデータを持ち寄りヒアリングに挑んだ旨の担当職員の自信満々の力強い説明をいただいております。その成果あって、市長の報告にもありましたように、鳥海高原でのロケ誘致に結びついたと思っております。長谷部市長が鳥海山を核にした観光振興ということで積極的な発言をしていますが、功を奏していると判断していいかと思えます。

さて、市長は一昨年、韓国、台湾へのトップセールスも行い、昨年6月には80名の団体も訪れたと成果を強調していますが、私は、市単独でのトップセールスも必要ですが、県や広域市町村レベルでの合同セールスを行い、本来の窓口を広く、大きくした、回遊型のスタイルへ結びつける方策も必要でないかと提言するものであります。

さらに、桑ノ木台湿原の無料シャトルバスの運行等で鳥海高原観光への相乗効果の期待を膨らませています。無料の意味、市の単品商品からの波及効果を考えれば、経済効果は薄いものと私自身は考えていますが、いかがでしょうか。いま一度、観光は6次産業の完成品であるという認識が必要でないかと考えるからであります。

最近の報道では、県と秋田銀行、県貿易促進協議会が組織するタイ商談会ミッションが旅行協会に要請して、プレゼンテーションを行ったという記事がありました。北秋田市、仙北市などを体験視察したということでもあります。タイなどの東南アジアからの訪日旅行は、好調な経済状況や航空便の増便で増加傾向にあるとのことでした。これも新しい公共の最新事例ではないかと考えたところでもあります。観光が大きな経済効果をもたらす産業である位置づけは、待ったなしの状況でもあります。県と市が機能合体した組織、由利地域観光推進機構を通じて観光振興に力を入れておりますが、今後の成果を期待しているところでもあります。

さて、私は昨年行われた観光魅力発掘フォーラムを拝聴しました。鳥海山の魅力発掘をテーマに、山岳会や鉄道関係、外国人観光客誘致モニターが公開討論しながら、地域資源の活用の重要性を強調していました。

さらに、株式会社リクルート、じゃらんリサーチセンターの高橋恵美子氏による講演では、地域主体で旅行商品を造成、発信する着地型観光が新潮流であるということをお話されていました。

さらに、カスタマー、いわゆる顧客の動向を注視すると、4つの項目が浮かび上がってくると話していました。1番目が旅行者全体の9割が個人手配旅行者であるということでもあります。2番目が当地色が強い旅行、これは、地域独自の文化や資源に魅力を感じて、そこでしかできない体験や食への興味が高まっているとのことでした。3番目が御当地愛あふれるエリア、地域住民が愛着が強いほど旅行者の価値観が高いということでもあります。4番目が満足度の高い体験、これは非日常的な体験の提供であると分析し、最後にリピーターとできるかが大切であると数字を上げての講演に、非常に勉強させられたところがありました。「観光とは地域の光を見ること」といった言葉に象徴される思いで、足元を見詰め直していかなければならないと再確認したところでありま

した。

論語の一説に、「近き者悦び、遠き者来たる」とあります。これは、地元市民に喜ばれるものであれば、観光客にも喜ばれるということではないかと思えます。そのような中から伺いたいと思えます。

(1) 着地型観光は観光庁や行政が推進する流れであるが、それに対する受け皿、または認識はについて伺います。

また、先ほど述べたように、旅行客の9割が個人手配旅行とのデータがありますが、(2)として、個人の志向性や価値観によって旅行を検討、決定する傾向への対応について伺います。

さらに、「近き者悦び、遠き者来たる」の観点から、地域の観光マップに掲載されている名所・旧跡もどのような整備が行われているのか心配するものであります。そこで、(3) 地域観光ルートの整備状況・予算状況は、以上3点について伺います。

大項目5番、バイオマスタウン構想からの木質パウダーの推進について伺います。

本市では、持続して発展可能な資源循環型社会の構築を目指し、平成23年3月31日、由利本荘市バイオマスタウン構想が策定されました。そして、市内のバイオマスの発生から利用まで地域全体で上手に活用することで、地球温暖化の原因である二酸化炭素の発生を抑制、そして使い捨て社会から循環型社会への転換を進め、地域の振興や活性化につなげていく仕組みづくりを目指しております。そんな状況下、本市の木質パウダー事業は先駆的な取り組みで、アクセルを踏みたい事業であると私は考えています。

さて、ボイラー燃焼システムについては、周知のとおり、和歌山県日高川町と県森林組合連合会が全国に先駆けて温泉施設等での運用を開始していると伺っております。副市長、担当職員、または森林組合関係者が視察されているとの認識をしています。

それによりますと、おさらいではありますが、ペレットチップのバイオマス事業は全国各地で取り組まれておりますが、パウダーについては未知数のものがあるところがあります。しかし、熱効率では1キロ当たり4,500キロカロリーで4,000キロカロリーのペレットよりは上であります。気になるコストも製造過程で乾燥などの工程が省けることから安く、1キロ当たり40円を設定していることのようにあります。原油に比べると熱効率が2分の1であるため、灯油価格が80円を下回った場合にはコスト高とのことあります。現在灯油1リットル当たり100円を超える状況には優位かと計算したところでもあります。ということは、原油相場の変動に左右されることなく、安定価格で原材料を供給できるメリットがあるということでもあります。今後、価格も木材搬出方法や運搬距離の短縮等で40円より押さえられるとのことでもあります。また、現在は搬出間伐に対する補助金があるということでもあるようでもあります。

さらに、地球温暖化対策の貢献度も大きく、国内クレジット制度による二酸化炭素排出権取引でも利益を得られるメリットもあると伺っております。

本市では、昨年6月に、県由利地域振興局と本荘由利森林組合及び事務担当職員で構成する検討チームを立ち上げております。当初予算として利活用調査費、さらに実証試験としての12月補正96万円も計上されております。そこでの質問であります。

(1) 和歌山県日高川町の視察から見えた課題について伺います。

(2) バイオマスタウン構想の総合的振興策として、国内クレジット、地域通貨の導入の考えはないかについて伺います。

また、火力発電所における木質バイオマスを混合利用する取り組みが進展しているわけですが、そこで、(3) 林地残材約4万トンの活用の可能性はあるかについて伺います。

さらに、国の平成24年度経済対策補正予算にパウダーボイラー4施設の新設約1億6,500万円が要望されておりますが、(4)として、公の施設など本市で実現可能な林地残材の活用量について、以上4点についてお伺いするものであります。

大項目6番、国療跡地利活用事業の総合体育館建設から伺います。

国療跡地利活用事業につきましては、全員協議会で、公債費負担適正化計画に沿った財政運営の取り組みにより計画以上の健全性が図られ、新たな事業展開が可能になったことから、総合発展計画の主要事業見直しとして、特別枠として提案されています。周辺部では、こつこつやりくりしたお金で中心部に大型事業かとのため息も聞こえています。それはさておき、基本的な考え方は当局から伺っております。平成26年9月20日を期限とし、土地開発公社から用地取得、さらに合併特例債を想定しての実施設設計の着手が要件とされ、猶予時間はないと判断いたしております。

また、国療跡地利活用検討委員会の答申内容やパブリックコメント等の意見を踏まえ、国療跡地利活用基本計画の策定を平成25年6月を目途としていると理解しております。皆さんの御承知のとおりであります。

さて、昨年9月には基本計画策定のためプロポーザル方式による業務委託契約が締結されておりますが、国療跡地利活用検討委員会と同時進行していることに、多少の違和感を覚えているところでもあります。

さて、あくまでもたたき台としていますが、プロジェクトチームからの素案は、超大型事業でありますので、重い決断だと私は認識しております。また財政状況の説明からは、関連費用は平成26年度までの土地購入費であり、それ以降の部分についてはまだまだ白紙だとしております。さらに、今の総合発展計画で先送りされた事業等を精査し、市民ニーズを掌握し、国療跡地に幾ら事業費を投入するか、その後、市民の生活を考慮、精査し、27年度以降の事業との調整を図るとしてありますが、本当でしょうか。その先に市民には先送りされた事業が395億円としていますし、さらに地域懇談会の要望等では、次期総合発展計画に62件要望があるという言い方もしております。そういう状況からして、事業費捻出については不安が増長されるところでもあります。

思い出してしまうのが、カダーレの総事業費であります。接続道路2路線を含めて約80億円という数字でありますし、内訳は、起債が53億円、まちづくり交付金25億円であり、一般財源は合併特例債の償還分など約23億円余りという数字であります。仮に想像するに、体育館建設でまちづくり交付金事業のような補助事業が使えないとなれば、一般財源の持ち出しや償還分がさらに加算されるのではないかという思いがするところでもあります。いかがでしょうか。

さらに、追い打ちをかけるように示された経常収支比率は2011年度で89.8%、前年度比0.8ポイント増という報道でありました。一般財源の余裕のなさがうかがえます。そういう数字を市民はどう捉えるのでしょうか。さらに、既存の公の施設の維持管理費

等に四苦八苦している状況もあります。一度、各施設の状況をつぶさに視察してみてもいいでしょうか。この現状がおわかりかと思えます。

さて、私たちは、震災を含め、制限速度を超えた発展のクラッシュ、いわゆる崩壊のときを迎えておると私は思っております。公共施設を供給すれば、その後の維持管理に苦しむこと、失敗すれば箱物行政、土建国家の象徴として負のモニュメントになるということを謙虚に受けとめなければならない時期に来ていると私は思っています。

今行うべきことは、長期的な戦略に基づいて、市内全ての現施設の位置づけを見直し、必要に応じて複数の施設を統合していく等々の対策が必要ではないかと考えるからでもあります。第3回国療跡地利活用検討委員会に提出された資料に目をやりますと、東北管内におけるアリーナ・体育館施設の整備状況には、経済成長期を思わせる大規模なものばかりがありました。市民の生活が厳しい現状において、夢を取るか現実を取るかは市井の声が一番重要であると私は思っています。地方交付税の段階的削減、合併特例債の延長で複雑な気持ちではありますが、そこでの質問であります。

(1) 市民が本当に望む適正な規模と考えるか。

次に、一般的に財源を伴わないパブリックコメントと違って、市民が計画案を理解するための必要資料としての観点から、(2) パブリックコメントを行うに当たって、財政状況も検討資料として明示すべきでなかったか。残念ながら、実施されたパブリックコメントからは、市民に対してわかりやすくコメントできる資料の明示にはほど遠いという感じを私は持ちましたが、皆さんはいかがだったでしょうか。

次に、関連事業予定表には、基本計画策定作業を進めるに当たっての行程で、パブリックコメントの実施と議会との協議へ双方向に矢印がついておりますので、十分な協議が行われるものと理解しております。そこで、(3) 基本計画策定作業を進めるに当たり、議会との協議は主にどのようなものになるのか。

さらに、新市まちづくり計画にスポーツ振興として総合体育館等の事業費も掲載されておりますが、合併に対する配慮と感じたところでもあります。(4) として、現在の総合体育館との整合性をどのようにとるか伺います。

さらに、市長が検討委員会に素案を提出している現状を考えると、もっと早く、アバウトでも事業費等を計上すべきではないかという思いの中から、(5) 建設費、維持管理費を随時議会に提示するとしているが、基本計画策定前にある程度議論すべきではないかということのを伺うものであります。

加えて、建設反対ではなく、市長のよく言う身の丈にあった規模を望みながら、以上5点について伺うものであります。

大項目7番、自治会(町内会)組織の区割り再編について伺います。

市行政の円滑な運営、そして行政効率の向上のために、町内会(自治会)、またはこれに類する団体を行政協力員とし、調査書、報告書、告知書等の配布、取りまとめに関すること、周知事項の伝達連絡、印刷物の配布等々の作業を行っております。行政協力員の皆様には、日ごろの協力に厚く感謝申し上げたいと思っております。

さて、私の地域を見ますと、約60の自治会があり、いわゆる行政協力員となっております。しかし、世帯数は大小さまざまで、80世帯から3世帯までと大きな格差があるのが事実であります。配布物の配布、連絡等に関しては、行政の運営に協力していただ

くわけではありますが、果たして一つの自治会としての機能をなすかということを考えれば、非常に難しいものがあります。最近では、自主防災組織一つとってみても、その編成には無理がありますし、行事遂行に支障を来たしております。各地域にはそれぞれ歴史があり、事情も推察されますが、今その再編が求められているのではないかと私は考えます。

さらに、関連して、行政協力事務交付金であります。世帯割、団体割と団体に手厚い交付金が設定されていますが、自治会の再編に絡めて見直す時期かと考えております。小規模な自治会を再編し、行政効率を上げることも考えていかなければならないと思えます。行政からは積極的な答弁が聞こえてこないような予想はしますが、仕組みづくりについては行政が施すべきではないかということを考えております。

以上、大項目7点についてお伺いしますが、結びに、時代はさかのぼり、仁徳天皇はたなびく炊煙、すなわちかまどの煙を眺め、「民のかまどはにぎわいにけり」と詠んでいるとうかがっております。これは、領民を飢えさせないこと、何はさておいても食わせるとの意味を考えれば、古今東西問わず、為政者の心がけとして大事にしていかなければならないと私は思います。大変厳しい時代であります。ゆえに心に響く歌でもあります。自戒を込めて、心して日々活動に当たっていきたいものであります。

以上、大項目7点、市長の答弁をよろしくお願ひします。御清聴ありがとうございました。壇上からの質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） 長沼久利議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、協働のまちづくりについてのまちづくり基本条例の制定についてにお答えいたします。

協働のまちづくりについては、合併時に策定された新市まちづくり計画の7つの柱の一つ、地域に開かれた住民自治のまちづくりの基本方針に基づき、住民と行政の適正な役割分担によるまちづくりの実現を目指して、地域協議会の運営や町内会など住民自治組織との連携に力を入れてきたところであり。また、市では、これまで、私が市民と直接対話を行うふれあいトークや行政懇談会等を通じて市民との交流を図り、地域課題や現状を把握し市政へ反映させてきたほか、地域の活力増進と連帯感の創出を目的に、市民が主体となり企画実践する地域づくり推進事業を創設し、市民協働のまちづくりを進め、市全体の一体感醸成に努めてまいりました。

ことし6月末で2期目の委員任期を迎えようとしている地域協議会については、合併以来、行政運営への住民参画の役割を担ってまいりましたが、今後の方向性については、新たな組織への移行も含め、各地域協議会で議論を重ねているところであり。新たな住民自治の組織化については、それぞれの地域において市民が主体となり、自主的、自発的に多種多様な議論を行い、まちづくり政策に参画できる組織を念頭に、8地域協議会の意見集約をもって判断してまいりますので、御理解をお願いいたします。

御提言のありましたまちづくり基本条例の制定については、今後、住民自治組織と強働のまちづくりを進めていく中で、市民の皆様とともに研究してまいりたいと考えております。

次に、2、空き家の跡地利用についての長崎方式の導入についてにお答えいたします。

市内における空き家の状況等につきましては先ほど渡部議員にお答えいたしました。今後、情報の整理を進めながら取り組んでまいります。

さて、長崎市では、市民の安全と安心確保のため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家の建物及び土地を所有者から市が寄附を受けて除却する、老朽危険空き家対策事業を平成18年から実施しているようであります。これは、建築基準法第8条に基づく市全域の老朽危険空き家に対する従来からの行政指導のほか、特に整備の必要な斜面密集市街地を対象として実施するもので、公費による空き家解体後の土地は、町内会が管理する公共スペースなどとして活用されております。

この事業手法については、所有者はもちろん、地域住民全体の合意、共通理解の形成が不可欠であり、中長期的視点から検討の必要があると考えております。市といたしましては、所有者等への指導を基本とした粘り強い対策を継続するとともに、長崎方式や他自治体の例も参考にしながら空き家対策に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、3、中小企業振興に関する条例の制定についての(1)条例制定前に取り組んできた基本事項はについてにお答えいたします。

本市の産業振興を図るためには、地域の特性を生かし研究・開発したものを販売につなげることが必要であり、その推進には、市・中小企業・市民が担う役割はどうあるべきかということの基本事項と考え、条例制定に向け取り組んでまいりました。具体的には、他自治体で制定した条例の調査や企業訪問による情報収集、商工団体などとの意見交換などです。

その中で、企業の経営悪化などによる地域経済や雇用への影響についての意見を多くいただきました。このようなことから、地域経済の担い手である中小企業の育成を市の施策としてしっかりと取り組むという責務を明らかにするための条例を制定すべきと判断いたしました。本市の特性である恵まれた自然を生かした観光、農産品加工業など、地域に根差した産業を育成するため、財政面の支援などの市の施策を盛り込み、地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例として提案したものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

次に、条例制定後に実施する事項はについてにお答えいたします。

今回提案いたしました地域特性を活かした産業振興と中小企業の育成に関する条例は、本市の中小企業に関する施策について、その基本方針を定め、市の責務や事業者、経済団体などの役割を明らかにし、地域特性を生かした産業振興を推進するため制定しようとするものであります。

条例制定後は、まずは観光産業や農林水産業などの分野で中小事業者への支援策を充実してまいります。また、社会情勢に沿った支援の実行と、その効果の検証を行い、事業者や関係団体と情報交換や連携を密に、スピード感のある産業振興に取り組んでまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

次に、4、観光振興についての(1)着地型観光は観光庁や行政が推進する流れであるが、それに対する受け皿(認識)はにお答えいたします。

地域が持つ観光資源を生かして企画しツアー客を受け入れる、いわゆる着地型観光は、市の観光振興にとって重要と考え、現在その推進に力を注いでいるところであります。

また、着地型観光の実際の旅行催行には旅行業の資格が必要なことから、その資格を持ち、地域と密着している由利高原鉄道との連携が不可欠と認識しております。由利高原鉄道との連携では、これまで「秋の恵み収穫紀行」や「鳥海山麓厳冬の氷瀑・伝統芸能と日本酒でぬぐだまるツアー」など、収穫体験や酒蔵、観光スポット、温泉をコースに盛り込んだ特色あるツアーを実施しております。

市の役割としては、東由利のグリーンツーリズムや鳥海地域中直根の石窯ピザなど、市内の体験情報の提供やコースの企画提案、そして募集情報の共同発信などを行い、官・民連携での着地型観光を推進しているところであります。今後も「アイリス2」のロケ地としてのメリットなども最大限に生かしつつ、地域の魅力を全面に打ち出し、相互に連携しながら地域の魅力創出につなげてまいります。

次に、（2）個人の志向性や価値観によって旅行を検討・決定する傾向への対応はについてお答えいたします。

個人旅行のニーズにつきましては、多種多様化し、旅行検討に最も活用されているのがホームページ等で発信される観光情報であると認識しております。現在市では、観光情報発信ウェブ分野強化事業として、ホームページを活用しての情報発信に専門員を1名配置し、イベント情報や市の魅力発信に鋭意努め、多様化するニーズに対応しているところであります。今後も、大手旅行会社への観光情報の提供とともに、個人旅行客向けの情報発信も充実させながら、団体・個人両面からの誘客に努めてまいりたいと考えております。

次に、（3）地域観光ルートの整備状況・予算状況はについてお答えいたします。

市の観光マップには、観光客への情報発信として、市内の観光スポットや名所・旧跡などを集約して紹介しております。地域観光ルートの施設整備としては、現在、各地域の主要な観光施設や観光スポット、道の駅などを中心に予算を措置し、整備及び維持管理を行っているところであります。観光マップで紹介している名所・旧跡においては、教育委員会で所管する文化財や民間団体が所有するものも多く、その中には観光ルートの構築に欠かせないものや、磨き上げによって観光の新たな資源となるものもあり、今後、各所管や団体と連携し、その保存や整備の充実を図ってまいります。

次に、5、バイオマスタウン構想からの木質パウダー推進についての（1）和歌山県日高川町の視察から見えた課題はについてお答えいたします。

御承知のように、一昨年11月に藤原副市長と担当職員が和歌山県を訪問し、木質パウダーの製造施設である県森連御坊共販所と、ボイラーを設置・利用している日高川町の温泉施設「きのくに中津荘」の視察を行っております。この視察において、木質パウダーボイラーの導入経緯や製造施設、温泉施設でのボイラー稼働状況などを確認しております。ボイラー本体は思ったよりもコンパクトであり、稼働内容での課題は特になかったものの、積雪寒冷地である本市と1年を通じて温暖な気候の和歌山県の違いによる課題の検証は必要であるとの報告を受けております。このため、本年度は製造費用や導入費用などの調査事業に加え、今月から来月にかけて、本市産の木材で製造した木質

パウダーを使用し、積雪寒冷期における変化や燃焼状況などの実証試験を行います。これらの結果も検証しながら、本事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

次に、（２）バイオマスタウン構想の総合的振興策として、国内クレジット、地域通貨導入の考えはないかについてお答えいたします。

最初に、国内クレジット制度につきましては、適切な森林整備や木質バイオマス利用などを大気中の二酸化炭素の吸収量や削減量により評価し、取引をする制度であり、オフセット・クレジット制度認証委員会の認証を受けて、購入者側の企業との契約により成立するものであります。県内の状況を見ますと、秋田県を初め、秋田市や大館市など11のプロジェクトが認証を受けております。ただし、供給側の認証は順調に増加しているものの、購入側の取引量が横ばい状況となっており、なかなか契約成立までには至らないことや、プロジェクトの認証までにはかなりの経費が必要となることなども課題となっております。

次に、地域通貨の導入についてであります。視察しました和歌山県日高川町においては林地残材の搬出システムの一環として導入しており、資源となる木材の買い上げを地域振興券により支払うもので、地域でお金が回る仕組みとなっております。市といたしましては、今後、バイオマスタウン構想を踏まえ、これら２つの制度について仕組みづくりや導入効果の検証を十分に行ってまいりたいと存じます。

次に、（３）林地残材約４万トンの活用の可能性はあるかについてお答えいたします。

御質問にありました木質バイオマスを石炭と混合利用する取り組みについては、本県の能代火力発電所においても未利用材を活用した混焼試験が今年の10月から始まっております。能代火力発電所の木質バイオマス燃料の導入については、本荘由利森林組合にも提供依頼があったと伺っておりますが、運搬距離や木材単価を検討した結果、採算は取れないとの判断となったようであります。このような状況から、火力発電所における本市の林地残材の活用は難しいものと考えております。

また、現在、市と森林組合が共同で取り組みを検討しております木質パウダーの製造機は、１台の能力として年間1,330立方メートルの原材料を500トンのパウダーに変える計画であり、少しずつではありますが、確実に林地残材の活用は進むものと考えております。

次に、（４）公の施設など実現可能な本市での林地残材の活用量はについてお答えいたします。

作佐部議員の一般質問にもお答えいたしましたように、市では本年度、木質パウダー事業調査を行い、調査結果に基づいて、国の平成24年度森林整備加速化・林業再生事業１次補正予算に、４施設への導入費として１億6,500万円の要望を行ったところであります。この要望が採択され、木質パウダーボイラーが導入された場合は、年間1,330立方メートルの木材が必要となります。木質パウダーの製造にはおが粉なども使用できますので、必要量の全てを林地残材で賄うことにはなりません。林地残材の搬出システムの構築とあわせ、その活用を図ってまいりたいと考えております。

さらに、導入効果を確認した後に、他の公の施設への導入や民間介護施設など、さらなる活用が見込まれますが、現段階でその活用量を特定できる状況ではありませんの

で、御理解をお願い申し上げます。

次に、6、国療跡地・利活用事業の総合体育館建設からの（1）市民が本当に望む適正な規模と考えるかについてお答えいたします。

国療跡地の利活用につきましては、昨年7月に、各地域住民を初め、関係団体代表者、県立大学などから構成する国療跡地利活用検討委員会を設置し、市民の各界各層にわたる幅広い御意見、御提言を集約しながら、これまで5回の検討を重ねてきたところであります。

施設規模等に関して、検討委員の御意見には、中途半端な規模の施設は避け、稼働率を上げていくべきである、プロスポーツ会場や全国規模の競技が開催できること、スポーツと防災の機能が融合したアリーナ施設を望む声が大変多く、特に冬場にも活動できる屋根つきグラウンドや、土間式体育館の併設に関する御意見が各地域・各年代から出されております。

加えて、検討委員会では先進施設の研究としてゼビオアリーナ仙台を視察し、シンプルな外観とゆったりした観客席、シャワールームやロッカールームなど選手関係者に配慮された環境設備はもとより、単なる総合体育館ではない、スポーツから各種イベントまで幅広く開催できる多目的アリーナの機能性に着目したところであります。

いずれにいたしましても、御質問の適正な規模については、今後、検討委員会から報告書として答申が提出され、これをもとに内容を取りまとめた基本計画案を議会にお示ししながら協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（2）パブリックコメントを行うに当たって、財政状況も検討資料として明示すべきでなかったかについてお答えいたします。

御案内のとおり、ことし1月1日から2月1日を募集期間として、検討委員会が取りまとめた利活用の基本的な方向性（案）に関するパブリックコメントを実施し、課題解決の方向性とその基本方針について市民の意見を募集したところであります。そのため、今回のパブリックコメントは、あくまでも検討委員会が集約した広域スポーツ交流機能、防災機能、にぎわい交流機能、環境共生機能の4つの機能の考え方に対する市民の意見を募集したものであり、市の財政に関する資料は示さなかったものであります。

今後、検討委員会から答申が提出され、内容を精査した後に、財政計画との整合性も図った上で、取りまとめた基本計画案の内容について再度、最終のパブリックコメントを実施してまいりたいと考えておりますので、御理解願います。

次に、（3）基本計画策定作業を進めるに当たり、議会との協議は主にどのようなものになるのかについてお答えいたします。

昨年の12月定例会において、長沼議員も含め、委員13名による国療跡地利活用特別委員会が設置され、第1回の特別委員会において改めて、これまでの経緯はもとより、検討委員会における検討内容やパブリックコメントの実施等について報告したところであります。加えて、先般の特別委員会において委員から要望のあった、検討委員会に提出している資料等の開示を含め、計画地の関係図面についても既に配付しております。

御質問の議会との協議に関しましては、この特別委員会を国療跡地利活用に関する主要な協議の場とし、特別委員会が定めた審査対象等について十分協議を図ってまいりたいと考えております。今後、検討委員会からの答申を踏まえ、当該基本計画案を取り

まとめ、これについて十分に協議を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（４）現在の総合体育館との整合性をどのようにとるかについてお答えいたします。

現在の総合体育館は、合併前、旧大内町が秋田わか杉国体の銃剣道競技を開催するために建設を計画し、事業発注したものであります。完成は合併後の平成17年7月であり、ぽぽろ健康運動公園・総合体育館として条例化し、これまで市の総合体育館に位置づけ、多くの市民から利用されている施設であります。一方で、これまで総合体育館は、市内外の大会のメイン会場として役割も果たしております。

しかしながら、総合体育館を含め、既存の類似施設の利用率は100%と高く、希望した全ての団体が利用できる状況にはないため、将来的にもこうした体育館利用の需要は高く推移していくものと考えております。そのため、国療跡地利活用検討委員会の中でも、多目的アリーナについては、スポーツ機能と防災機能を融合させたものとし、プロスポーツを含め、全国大会や東北大会、全県大会規模のものを想定し、既存の総合体育館はこれを補完するとともに、地区大会相当に活用することも話し合われております。

加えて、多目的アリーナにはコンベンション機能や各種イベント会場としての機能も兼ね備えるとともに、スポーツツーリズムによる新たな交流人口の創出と地域活性化に相乗の効果を与えることが期待され、力強く躍進するまちづくりに貢献するものと考えております。

次に、（５）建設費、維持管理費を随時議会へ提示するとしているが、基本計画策定前にある程度議論すべきでないかについてお答えいたします。

昨年8月10日開催の市議会全員協議会においても御説明いたしました。検討委員会からの答申内容やパブリックコメント等の意見を踏まえ、当該基本計画案を取りまとめ、財政面も含め、市議会との十分な協議を行い、ことし6月を目標に決定してまいりたいと考えております。事業費や維持管理費等については、検討委員会の中でも財政計画との整合性を図るべきとの御意見もあり、合併特例債を初め、国などの効果的な補助事業など、財政的に一番有利な財源の確保を図りながら健全な財政運営に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、7、自治会（町内会）組織の区割り再編についてにお答えいたします。

本市には全域で500近い自治会組織（町内会）がありますが、その規模は小さいもので数世帯、大きいものでは800世帯以上という構成で運営されております。その自治会組織の運営を支えている行政協力員の皆様には、日ごろから市の調査業務、配布物、連絡事項の伝達など全般的にわたり御協力をいただき、心より感謝申し上げます。

昨今の少子高齢化及び過疎化の影響により、自治会組織の運営・維持が難しくなっているという状況は、地域を問わず、また規模の大小に関係なく、自治会組織にとって将来にわたる重要な課題と認識しております。御指摘のような世帯数が極端に少ない自治会、町内会において活動・運営に支障を来していることについては、市としても懸念するところであります。

この問題解決のためには、自治会の統合や区割り再編などの検討も考えていかなければ



ろとお話しさせてもらっております。企業の公共部会というのが商工会にもございますが、そのような部会ともいろいろとお話をさせてもらっております。ただいまの御質問のように円卓会議というわけにはいきませんでした。企業からのさまざまな御意見について意見交換をさせていただいているという内容であります。

以上です。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 後に委員会等で審議されると思いますけれども、ひとつ共通認識を持ちたいなという思いで今質問したところであります。

続きまして、4、観光振興についてでありますけれども、（3）予算状況という部分で私質問しているのですが、その部分で予算状況がどうなっているのかちょっと聞き漏らしたような感じがします。もしありましたら再度でいいのでお願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 担当部長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 渡部商工観光部長。

○商工観光部長（渡部進君） 先ほど市長が答弁の中で申し上げておりますけれども、地域観光ルートの施設整備につきましては、各地域の主要な観光施設や観光スポット、道の駅などを中心に、予算措置をして整備及び維持管理を行っているという内容で答弁させていただいております。

以上です。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） わかりました。

それと、大項目5番のバイオマスタウン構想、これは（3）、（4）と関連すると思いますけれども、ひとつよろしくお願ひします。

能代火力発電、今採算が取れないというようなことでありまして、そういう状況であるということは残念だと思いつつも、進めていく上では法律も改正されているということですので、ひとつ何かいろいろなアイデアをもって取り組んでほしいなと思つます。

そして、今、公の施設で実現可能な本市の林地残材の活用ということで話しましたがけれども、パウダー製造機1台で大体500トン製造という答弁を今伺ったわけでありまして、今、森林組合で持っているおが粉が乾いた部分と乾かない部分あると思つますけれども、大体1,400トンぐらい、もしかするとそういう数字かもしれません。

いずれ、私が言いたいのは、バイオマスタウン構想への波及というのは、これでいいのか、終わるのかということでもあります。作佐部議員からも質問ありましたけれども、やはりこの林地残材、おが粉、今の森林組合のおが粉で、それで完結するのであれば前には進まないというようなイメージを持っております。ですから、この林地残材4万トンの活用をこの後、今現時点で能代火力はできないんですけども、どのような形でこれを使っていくのかということをお伺ひしたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 再度の質問ですが、先ほど私が答弁したとおりであります。そ

れ以外については、詳細な答弁は部長からさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡部功君） 佐藤農林水産部長。

○農林水産部長（佐藤一喜君） 火力発電所等につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたとおり、私のほうでも森林組合のほうからお聞きした段階では、採算的に合わないということで、今回は参加できないということでした。

同時に、この後、この林地残材の全体的な活用ということでございますけれども、今私たちが取り組んでおります木質パウダーの活用というのは、これを活用しながらやはり地域の林業の活性化に結びつけていきたいというのが最終的な目的でございます。この中で、林地残材を使いますと、ペレットもありますし、それからまきもありますし、いろんな活用が可能かと思えます。その中の一つとしてこの木質パウダーを活用して現在進めているというような状況でございます。この後、同じ木質パウダーを使いながら県立大学でも研究をしておりますし、こういうものとあわせながらこの後、乾湿システムを含めて、林地残材は活用していきたいと考えておりますけれども、実際にどれくらい使われるかという部分につきましては、先ほど市長が答弁しましたように、今確定できるようなものではないということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） バイオマスタウン構想ということで、前へ進み、夢があるように、その実現を図ってほしいと思えます。

最後ですけれども、大項目6、国療跡地利活用事業の総合体育館建設から、これは（3）と（5）に類すると思えますけれども、確認させていただきたいと思えます。

平成26年度の用地取得、そして27年度以降については、かねてから大変な財政的な心配をしているように今までの説明等で伺っておるところでありますけれども、その中で次期総合計画が策定される——すなわち26年度でやっては遅いということで、25年度中にその協議、議会等にも事業費等含めてお示ししたいというようなニュアンスで私は捉えておるわけであり思えますけれども、議会との協議の中で、基本設計策定と同時に、この次期総合計画の主要事業等が、この中で同時に議論されるのかされないのか、25年度前半というような言葉を使っておりますので、国療跡地の基本計画だけのものなのか、その次期総合計画の主要事業もあわせて協議するのか、その1点だけお伺いしたいと思います。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 今現在、総合計画等を26年度中にお示しすることは議会にも言っています。それから、今の基本計画、国療の問題、これは同時に議論してこちらのほうでやっています。その細部については、副市長から答えさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 長沼議員の再質問にお答えさせていただきます。

国療跡地利活用検討委員会はおかげさまで一応最終となります第5回目を一昨日終了いたしました。この後の作業といたしましては、検討委員会のほうで、これまでの検討結果についてまとめた報告書を市長のほうに答申するということになっております。現在その取りまとめ作業を検討委員会のほうで行っております。

その答申が出てから、その内容については市長が答弁したとおりですけれども、市としてその内容を精査、確認、検討いたしまして、それから当然、議会の特別委員会とも協議をさせていただきながら、規模等々、あるいはどういった施設が必要なのかということも含めて議論させていただきながら——その結果、どの程度の規模ということになりますと、事業費が大体見えてくると思います。当然、見えてきた事業費についての財源をどうするかですが、これも市長が答弁したとおり、合併特例債等々の有利な起債の発行可能期間が延びたこともありますので、それらを最大限活用したいという基本的な考えを持っております。

それと、今の総合発展計画では、平成26年度までの計画となっておりますので、この間に用地の取得はしたいということで進めておりますけれども、実際の施設等につきましては、27年度以降に今長沼議員がおっしゃいました次期総合計画の中で位置づけられていくということになりますので、いわゆる国療跡地の計画が先行するとか、次期総合計画が先行するとかということではなくて、それぞれ関連を持って同時に進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（渡部功君） 17番長沼久利君。

○17番（長沼久利君） 最後の一言を聞きたかったわけでありまして。発展計画と同時に進めていかなければ——どちらかが早く出ても予算的なものが非常に制約されていくと思ひますので、次期総合計画も含めて、同時進行の中で議論していくということで理解しましたので、ひとつそのような形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問、終わります。

○議長（渡部功君） 以上で17番長沼久利君の一般質問を終了いたします。

この際、2時35分まで休憩いたします。

午後 2時22分 休 憩

午後 2時36分 再 開

○議長（渡部功君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。14番今野英元君の発言を許します。14番今野英元君。

【14番（今野英元君）登壇】

○14番（今野英元君） 大項目1番の国療跡地及び水林福祉エリアの民間福祉施設用地についてから質問いたします。

ことしの1月28日の全員協議会は、国療跡地及び水林福祉エリアの民間福祉施設用地の不動産鑑定結果についての報告が主なものでありました。この中で、国療跡地に隣接する本荘養護学校跡地6,603.85平方メートルが、平成22年に秋田県から本市に対して1億5,700万円での買い上げ、そして秋田県との共同で跡地利用を行う旨の申し入れがあったことが報告されました。当時、本市は1億5,700万円という価格が高額のため、この申し入れは成立いたしませんでした。このときの秋田県の申し入れ、提案、そして共同での跡地利用とは具体的に何項目にわたるものだったのでしょうか。その内容をお聞きします。

この秋田県の提案は、本市に対しての助言・指導とも受け取ることができます。詳しくは地方自治法に規定する関与・助言・指示に当たると思われます。普通地方公共団

体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に対して都道府県知事が行う、適切と認める技術的な助言に該当するものと思われませんが、本市ではどのように受けとめたのでしょうか。

そして、この後、この本荘養護学校跡地は平成24年、競売にかけられ、6月27日、1億5,700万円の3分の1の入札で法人の久寿会が5,310万円で落札しました。1月28日の全員協議会において、久寿会から水林福祉ゾーンの土地とこの本荘養護学校跡地を等価交換してほしいとの提案があったことが報告され、我々議員はとても驚かされたものであります。

平成22年に1億5,700万円の価格をつけて共同跡地利用を提案し、そして2年後には競売にかけて5,310万円で落札されるという経過であります。秋田県の意図は何だったのでしょうか。この競売、入札、落札に至るまでの経過を本市ではどのように把握していたのでしょうか。また、競売にかけられた本荘養護学校跡地の県の用途指定、用途制限はどのようなものだったのでしょうか、伺うものであります。

報告によると、秋田県は、久寿会が本荘養護学校跡地を落札したことと、水林福祉エリアに民間福祉施設を建設することで、資金的に無理はないのか、資金的に困難になるのであれば用途指定、用途制限を解除し、等価交換をしたほうがよいとの指導・助言をしたとの報告を受けていますけれども、それに間違いはありませんか。この等価交換という申し出に対して、本市としてはどのように対処するつもりなのでしょうか、伺うものであります。この件に関しては私たち議員にも余りにも情報が少なく、本市としては秋田県に情報提供の要請が必要なのではないのでしょうか。当局の見解をお聞きします。

大項目2の行政改革について、(1)特養施設の民営化についてお聞きします。

平成24年10月、市民福祉部長寿支援課は、特養施設の民営化案を発表しております。これによると、民営化する背景には、①民間でできることは民間で、②組織のスリム化と職員の定員管理、③公の施設の適正管理、④臨時職員の待遇改善の4点を挙げており、対象施設として、東由利地域の東光苑、鳥海地域の鳥寿苑、悠楽館が対象となっています。そして、民営化の形態として、指定管理、民間譲渡としています。市では、この特養施設の民営化案について、昨年10月以降、どのような協議、検討を行ってきたのでしょうか。また、職員、地域住民、施設住民、施設利用者、家族の意向調査について、どのように集約しているのか伺うものであります。

我が国では、ここ十数年において、官から民へ、民間でできることは民間でと叫ぶ人がまだまだ政治的、経済的に大きな力を持っています。しかし、小泉改革以降、行き過ぎた規制緩和政策により地域力が弱まり、自治体民営化の中で起きているさまざまな問題点が明らかになってきました。このような事実を市はどのように捉えているのでしょうか、お伺いいたします。特に保育、特養施設などは地域住民に根差したものであり、その施設利用については人と人とのつながりという歴史もあります。そのことを最も大切にしなければなりません。

指定管理者制度から10年を迎え、総務省の指定管理者制度に関する調査結果から、検討すべき多くの課題、問題点が出てきております。総務省では、平成15年、そして平成19年と2度にわたり複数の申請者に事業計画を提出することとの通知を出しています。この背景には、指定管理者の申請者、受け皿となる法人が少ない中で、何が何でも指定

管理へという自治体が数多くあったことを示しております。他方、指定管理者の破綻事例や市場化テスト法が必ずしも広がっていないことや、民営化の正体が少しずつ明らかになってきており、官から民へを万能と考える考え方にも一定の反省や軌道修正が必要となってきております。地方自治体の民営化によって一つ一つの公共サービスがどうなっていくのか、果てしない民営化によって地方自治体はどこへ行くのか、改めて考えてみる必要があるのではないのでしょうか。当局の考え方をお聞きします。

行政改革の（２）学校給食の民営化についてお伺いします。

学校給食法の１条、２条は、学校給食は児童や生徒の心身の健全な発達によることで、私たちの食生活の改善に寄与するものとして、食事について正しい理解と習慣を養うこと、学校生活を豊かにして社会性を養うこと、栄養の改善や健康の増進を図ること、食糧の生産、配分や消費についての正しい理解を目指すこと等の目的を規定しております。

地方自治体に広がりつつある学校給食の調理業務の民間委託は、こうした教育目的を大きく損なうものであり、義務教育諸学校施設者が負担する学校給食の運営に関する経費には、学校給食に従事する職員に要する給与その他人件費が含まれていることから、民間委託はこの法の趣旨にも反するものと思われます。また、栄養士が教育の一環としてさまざまな指示をして調理に当たるとされており、民営化の場合、このことが守られるのでしょうか。子どもの食生活への長期的な影響を見据えた公的 school 給食を守り、充実させる取り組みが求められると思いますが、民営化に関してのこれまでの当局の協議内容と今後の方向性について伺います。

また、今回開催された予算勉強会の中で、岩城・松ヶ崎地域統合小学校建設事業において、新校舎に調理場をつくらないことが明らかとなりました。説明によると、学校給食センター構想があるためとのことでしたが、民営化するための一つの方策なのではないのでしょうか。当局の考え方をお伺いします。

大項目３、自治体の公文書管理についてお伺いします。

昨年４月、公文書管理法が施行され、各自治体にも適正な文書管理の義務が課せられることとなりました。既に条例を作成している市も存在しておりますが、まだ進んでいないのが現状であります。同法の成立で、条例化の検討、文書管理の規制や指針が必要と思われますが、本市の考え方をお伺いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

【市長（長谷部誠君）登壇】

○市長（長谷部誠君） それでは、今野英元議員の御質問にお答えいたします。

初めに、１、国療跡地及び水林福祉エリアの民間福祉施設用地についてにお答えいたします。

旧本荘養護学校跡地は、国療跡地の東側に位置しており、平成22年１月に秋田県から未利用県有財産に係る有償譲渡の確認を受けておりましたが、当時の固定資産税評価額で１億5,700万円という高額な取得価格を要することなどから、取得を希望しない旨を回答しております。御質問にありました県からの共同利用の申し入れについては、実際には申し入れの事実はありません。むしろ市から県に対して将来的に共同利用できる

方策を提案したところ、県からは共同利用については考えていないとの回答を受けたところでもあります。

その後、県では県有地の先着順による売却に当該地を登載したところ、昨年4月ごろに社会福祉法人本荘久寿会より照会があり、6月に県有財産売買契約を締結し、5,310万円で売却されたものであり、用途指定については、当該売買契約書により、特別養護老人ホームの整備としております。また、市では、平成25年度社会福祉施設等施設整備計画に関して、水林福祉エリアを整備予定地として県に推薦しておりましたが、県から当該法人に対し、旧養護学校跡地と福祉エリアを同時に整備することは困難性が高いとの指摘があったところでもあります。そのため、本荘久寿会から、福祉エリア内での整備に集中投資するため、これら用地を等価交換したい旨、相談を受けたものであり、先月、全員協議会にて報告したとおりでありますので、御理解をお願いいたします。

次に、2、行政改革についての（1）特養施設の民営化についてお答えいたします。

特養施設のあり方については、第2次由利本荘市行政改革大綱により、公の施設の適正管理を図るため、平成24年度までにその方向性を示すこととしております。

これまで特養施設ワーキンググループ及び特養施設専門部会を開催し、特養施設における指定管理者制度の導入を初め、職員の処遇、財政上の課題などについて協議を行っております。また、関係する職員の処遇につきましては、市職員労働組合と3回にわたり協議を行う一方、東由利、鳥海の地域住民の皆様には、それぞれの地域協議会において特養施設の運営方法について検討を加えている旨、説明しております。今後、職員個々の意向調査を実施するとともに、地域住民、施設利用者及びその家族の皆様に対しても十分な説明を行い、御理解と御協力をいただきたいと思いますと考えております。

次に、民営化に伴う課題についてであります。本市では、民営化の手法の一つとして、182施設に指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上と行政コストの縮減など、管理運営の合理化を図っております。指定管理者制度の導入に当たっては、行政改革大綱に基づいて慎重に検討を重ね、施設の性格や住民サービスの観点などから、民営化の可能な施設を指定管理者制度へ移行しており、必ずしも全ての施設に導入しようとするものではありません。今後とも、公共サービスの提供について、住民との協働のもと効率的な行財政運営に努めてまいりますので、御理解いただきたいと思います。

次に、2、行政改革について、（2）学校給食の民営化については、教育長からお答えいたします。

次に、3、自治体の公文書管理についてにお答えいたします。

国の公文書管理に関する不適切な問題が相次いで発生したことを背景に、平成23年4月1日から公文書等の管理に関する法律が施行されております。その基本となる考え方は、第1点目として、国の活動や歴史的事実の記録であり、国民が主権を行使するための重要な資料であることと、第2点目として、過去の歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な知的資源であるということでもあります。

市では、行政文書管理規程に基づき、文書の分類、簿冊名や保存年限など文書管理システムを活用しておりますが、公文書の保存や廃棄については各課の判断で行っております。公文書管理は市民の権利に関する事項であることに鑑み、本市の実情等に合わ

せた公文書の管理に向けて、今後、先進市などの事例を研究し、条例の制定を含め、適切な公文書の管理のあり方について検討してまいります。

○議長（渡部功君） 佐々田教育長。

【教育長（佐々田亨三君）登壇】

○教育長（佐々田亨三君） 今野英元議員の教育委員会関係の御質問にお答えいたします。

2の行政改革についての（2）学校給食の民営化についてであります。学校給食は、成長期にある児童生徒の健康の補助、増進と、日常生活における食事についての正しい理解と望ましい食習慣を養うことなど、学校教育の一環として実施されております。

学校給食の現在の状況であります。全県的には全小中学校374校のうち277校がセンター方式を取り入れており、また自校方式の4校とセンター31カ所の122校が調理業務の民間委託を行っております。これに対して、本市では自校方式27校、センター方式4校により給食を実施しておりますが、全て直営での運営となっております。

現在、教育委員会内部では、担当者レベルで学校給食業務の合理化や老朽化が進んでいる各調理場の改善などを目的に給食センター構想を検討しており、他市の視察を行いながら、その規模や設置数、設置箇所などについて検討し、次期総合計画に組み入れようとしているものであります。また、学校給食業務の民間委託については、行政改革大綱実施計画にも当初から位置づけられていることから、その実施方法や時期などについて検討を続けているところであります。

岩城・松ヶ崎統合小学校の調理場については、給食センター構想との関連で、改修の費用や運搬の距離などを考えて、亀田小学校の調理場を改修し、統合小学校の調理場として使用することとしたものであり、直ちに民営化を想定したものではありませんので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君、再質問ありませんか。

○14番（今野英元君） 大項目1の国療跡地及び水林福祉エリアの民間福祉施設用地についてですが、秋田県が共同利用しようと提案してきたと私は受け取ったんですけれども、そうではなかったということをもと確認しておきたいと思っております。

それで、質問の4番目にあるんですけれども、平成22年に1億5,700万円で由利本荘市に対して秋田県から買わないかという話があったんですけれども、平成24年にその土地が競売にかけられて久寿会が取得したと、競売から入札、落札の経緯というのは市のほうでどのように把握しているのか詳しく聞きたいと思っておりますので、お伺いします。

○議長（渡部功君） 当局の答弁を求めます。長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） 県からの申し入れと質問にありましたけれども、県からの共同利用の申し入れは実際にはなかったということであり、それは私が答弁したとおりでありますので、御承知くださるようお願いいたします。

それから、22年に1億5,700万円、24年に競売にかけられ落札された、この経緯については副市長から答えさせます。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 今野議員の再質問にお答えさせていただきたいと思っております。

24年の競売から入札、落札の経緯という御質問でございますけれども、県のほうからは特にそういった部分での連絡、情報等はありませんでした。

経緯といたしましては、当初、県から1億5,700万円で市が取得しないかというお話があった際に、市といたしましては、そこに隣接する国療跡地の土地自体がまだ土地開発公社の所有で、利用計画もなく、市でそれも取得していないということもありましたので、その1億5,700万円の養護学校の土地の件に関しては県にお断りしました。その後、県からは特に連絡はなかったんですけども、若干確認しましたところ、平成22年度でその後、県が一般公募をしましたところ応募がなかったということで、それを踏まえて、市長が答弁しましたように、24年4月に先着順の公募を行ったと理解していました。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 平成22年に1億5,700万円で由利本荘市に売却を持ちかけて、平成24年に競売にかける際に、由利本荘市には競売にかけますよという連絡は県からなかったということですか。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 私どものほうにはそういった情報はいただいておりませんでした。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） それで、今、競売の際の入札から落札の経緯の中で先着順ということがありましたけれども、これはどういった内容ですか。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 私もきちんとその辺を県の担当から聞いたわけではなく、一応電話等で確認したところ、県のほうではホームページで公募いたしまして、先着順ということで、久寿会さんが一番先に県へお話しされたと聞いています。

詳細については、総合政策課長からも補足させます。

○議長（渡部功君） 原田総合政策課長。

○総合政策課長（原田正雄君） 先着順の公募の手続に入る前に、平成22年1月に県から由利本荘市に対して取得する意思はないかという確認があり、買う意思はないとお断りした後で、22年度に、先着順ではなく、一般的な競争入札ということで公募をかけたと伺っております。これは先着順ではございません。それが応募者なしという経過を踏まえて、1年置いた平成24年4月に——一般公募で応札者なしという手続を踏んだ後で、やっと先着順の公募という手続に入れるという県のルールに従って売却の手続を今年度したところ、由利本荘市の久寿会から福祉目的でそういう問い合わせがあつて、落札に至ったと電話で伺っております。

以上です。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 今の話を聞いていますと、県のほうで一般競争入札をしたけれども応募者がいないので先着順ということですけども、それは手続上は合法なんですか、こういうやり方は。市で答えるようなものではないと言われればそうですけれども、今、この土地を等価交換しようとしているんです。ですから、この土地がどういっ

たふうに久寿会が取得して、それを等価交換しようという、その土地がどうやって取得されたかという経緯を市で押さえておく必要があるんじゃないでしょうか。それで聞いたのでした。これは県に聞けばいいじゃないかと言われればそのとおりです。でも、その取得する経緯がどういったものであったかというのは、市できちんと押さえておく必要があるのではないですか。どうでしょう。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） 今野議員の御質問にお答えしますが、そのため市では県のほうに確認しまして、総合政策課長が答えましたとおり、一度公募による一般競争入札を行って、応募者がなかったので次の手順に入ったというふうに聞いています。ですから、法的にどうこうと言われましても、私どもはなかなかその判断難しいところですが、県がそういった形の手続を行ったということでございますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 県が関与していることですから、県に聞けばいいじゃないか、県がそう言っているということですが、1億5,700万円が由利本荘市に売却を持ちかけていて、1億円引きで5,310万円が売却という経緯は市ではどのように把握していますか。

○議長（渡部功君） 石川副市長。

○副市長（石川裕君） その辺の経緯については、先ほど私が最初にお答えさせていただきましたけれども、一番最初に県のほうからお話があって、そのお話を断ってからは県からは直接そういったお話はありませんでしたので、いわゆる1億5,700万円が5,310万円になった経緯という部分につきましては把握しておりません。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 県のことは県に聞けという基本的なことは当然だと思います。それで、等価交換について、市ではどうやって考えているのかという質問に関しては答えなかったように思いますが、どうでしょう。

○議長（渡部功君） 長谷部市長。

○市長（長谷部誠君） その件に関しては、先ほど答弁したように、久寿会が県に申請書を上げたわけですが、旧養護学校と福祉エリアを同時に整備することは困難性が高いと県のほうから指摘があったわけですが、それを受けて、本荘久寿会から、水林の福祉エリアのほうに整備を集中投資するために等価交換したいという申し出があり、相談があったということになります。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 久寿会から相談があった、そうなんです。相談があって、その結果、市では等価交換をするのかどうか、認めるのかどうかという質問です。これ、時間がないんです。平成25年4月までに土地の売買を完了して、平成26年4月には開所するというふうになっていますので。久寿会からの申し入れに対して、市は等価交換を認めますという方針なんですか。それとも少し考える余地があるということでしょうか。

○議長（渡部功君） 阿部総務部長。

○総務部長（阿部太津夫君） 市のほうとしては、等価交換に応じる方向で検討を進め

ています。

○議長（渡部功君） 14番今野英元君。

○14番（今野英元君） 市のほうでは等価交換に応じると。余りにも資料が少なく、私たちがこれを判断する材料というのが非常に少ないと思います。等価交換に至るまでの経緯、そしてそれを判断する材料が余りにも少な過ぎます。ですから、市としては県のほうに今までの経緯の資料を提出するように求めたらどうでしょうか。

○議長（渡部功君） 阿部総務部長。

○総務部長（阿部太津夫君） 市が1億5,700万円のときの申し入れをどうして断ったかにつきましては、この前の特別委員会の際に話をさせていただきました。土地を購入する際には目的がないと、一般財源的なものが非常に厳しいわけですので、当然国療の跡地に隣接したということで合併特例債を使いたいところなんです、計画がないものは活用できません。

それから、土地開発公社で先行取得はという方法も以前であれば考えられましたけれども、平成19年以降、これは国からの指導で、仮に先行取得したとしても、当該年度のうちに市が取り戻さなければいけないと、そうでないと認めませんよという通達が出ておりますので、今の国療跡地とか、水林の福祉エリア、こういったものは19年以前に取得したものですので、今はまだ土地開発公社の用地になっておりますけれども、いろいろな制限の中で一般財源で買うことはできなかったのでお断りしました。

それを受けて、県では、県のルールの中で公募したと。当然、私どもも同じでありますけれども、塩漬けになっている公共用地を売却して財源を稼ぐと、そういうことで、考え方は同じだと思いますので、その辺の方向で県が進めてきたものだと認識してございます。

○14番（今野英元君） 質問終わります。

○議長（渡部功君） 以上で14番今野英元君の一般質問を終了いたします。

---

○議長（渡部功君） 本日の日程は終了いたしました。

あすは午前9時30分より、引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時13分 散 会